

第三十三回国 参議院内閣委員会會議録 第二一號

昭和三十四年十一月十二日(木曜日)午前十時七分開会

出席者は左の通り。

委員長 中野 文門君

理事 増原 恵吉君
村山 道雄君
伊藤 顯道君
横川 正市君

委員

伊能繁次郎君

大谷 榮潤君

木村篤太郎君

下條 康麿君

下村 定君

一松 定吉君

鶴岡 哲夫君

松本治一郎君

矢嶋 三義君

山本伊三郎君

辻 政信君

國務大臣

郵政大臣 植竹 春彦君

國務大臣 赤城 宗徳君

政府委員

内閣官房長官 椎名悦三郎君

國防會議 事務局長 廣岡 謙二君

人事院事務総局給与局長 瀧本 忠男君

防衛政務次官 小幡 治和君

防衛庁長官 門叶 宗雄君

防衛庁長官 山下 武利君

防衛庁長官 塚本 敏夫君

防衛庁長官 丸山 信君

郵政大臣官房文書課長 畠山 一郎君

常任委員 杉田正三郎君

防衛庁人事局長 山本 幸雄君

大蔵省主計局長 船後 正道君

大蔵省主計局長 船後 正道君

説明員

防衛庁人事局長 山本 幸雄君

大蔵省主計局長 船後 正道君

局給与課長 船後 正道君

本日の會議に付した案件

○國防に關する調査の件

(航空自衛隊の次期主力戦闘機の機種選定に關する件)

(水戸射撃場における米軍の爆撃演習に關する件)

○郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○國家公務員制度及び恩給に關する調査の件

(國家公務員共済組合の掛金率等に關する件)

○委員長(中野文門君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、國防に關する調査を議題として議事を進めます。政府側御出席の方々は、赤城防衛庁長官、小幡防衛政務次官、門叶防衛庁長官官房長、山下防衛庁長官、以上の方々でございます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○矢嶋三義君 私は、この次期主力戦闘機の問題については、わが國の今後の國防政策とあわせ従来重大関心を持って参つたわけでありまして、最近岸

内閣においてはロッキード採用に決定したということが伝えられております。従つて、決定しました六日の翌日、偶然にも決算委員会で防衛庁関係の審議が行われましたので若干ただししました。しかし、この問題は、終局的には岸内閣総理大臣並びに岸國防會議議長が責任を持ってわれわれに答へべきことでは。しかし、私は決算委員会においてはこちらとおくられて、総理並びに國防會議議長としての岸さんに対する質問は保留した。本會議において緊急質問をすべく党を通じて要求しました。ところが、本會議における緊急質問は、抑えられたのであります。従つて私はこれに対しては非常に不満である。本委員会において徹底的にこの問題は調査して参るつもりであります。本日、本日は時間の許す限りにただしたいと思つておりますが、その要点はグラマンからロッキードに変わった理由、それから現在の階段において主力戦闘機種としてはどれが最も優秀なのかという、この私の若干調査研究した角度から性能の問題、それから第二点としては、はたして今の科学技術兵器の進歩の段階において、伝えられるようなロッキード二百機をこれから五年間に生産するといふような、そういうこの方針というものがはたして適正であるのかどうか。有人ジェット戦闘機の無用論といふことが相当根拠をもつて主張されているのでありますから、そういう角度、それから日本の財政経済に及ぼす立場から価格の問題、大まかに分けてそういう重要なポイントがあるわけでありまして、そういう角度からただ参りたいと思つたわけであり

ます。何いいますか、廣岡國防會議事務局長出席されておられますか。それから加藤防衛局長は委員長出席されているでしょうか。(加藤君はなぜ出ないのかと呼ぶ者あり)

○政府委員(門叶宗雄君) 加藤防衛局長は、十一月の九日からかきで今休暇をとつております。(「辞表を出したのでしよう」と呼ぶ者あり)

○矢嶋三義君 その点は後刻伺いいたします。廣岡國防會議事務局長に伺います。六月十五日グラマン内定が白紙還元されたときには、何ら資料が提出されたことなく白紙還元されたといふことを先般の委員会で答へしておりました。このたびの國防會議においては資料は提出されたかどうか、その点を簡単に答へ願います。

○政府委員(廣岡謙二君) 六月十五日の國防會議におきましては、最初國防會議を開会いたしました。懇談会に切りかえまして、そして源田調査團長から詳細なる調査の結果につきまして報告がございました。それでもつて一応質疑応答が二、三あったのであります。それを終わりました。國防會議にまた切りかえをいたしました。その席上、私からその前に行なわれました幹事会の模様、幹事会において各省から出ましたいろいろな意見につきまして私からそれを披露いたしました。そういう事情でございます。

○矢嶋三義君 あなたは、國防會議に提出される資料は、専門的な面は防衛庁の内局から提出されて参る資料を検討されて出されるということになつて

いるわけでありまして、その國防會議事務局として、會議に出された資料については、局長としては責任を持ちますか、持ちませんか。

○政府委員(廣岡謙二君) 当日の國防會議に出ました資料と申しますのは、先ほど申しましたように、機種決定にあつて参考となる調査団の報告というものは、源田空将から直接みずから説明があつたわけでありまして、それと、価格等の問題につきましては、幹事会におきまして防衛局側から説明がございましたので、資料に基づいて私から一応話をしたわけでありまして

○矢嶋三義君 一般論として明確に答へ願いたいと思つた。國防會議事務局の局長として、國防會議に提出した資料については、あなたは局長として責任を持つか持たないか、お伺いしたい。

○政府委員(廣岡謙二君) 事務局から提出いたしました資料につきましては、私が責任を持ちます。

○矢嶋三義君 さらば、本年六月十五日グラマンが白元化される以前に、國防會議にF-104Cのデータが事務當局として提出したことがあるか。かつて國防會議においてF-104Cロッキードの検討をしたことがあるかどうか、お答え願います。

○政府委員(広岡謙二君) 昨年の四月十二日、いわゆる内定を見ましたときにおきましては、当時104Cのデザインとしての数値を報告提出したことがございませぬ。

○矢嶋三義君 資料は戦闘機種の性能等を審査するに資料として不十分なものであつたか、十分なものであつたか、いかようにあなたを判断されておられますか。

○政府委員(広岡謙二君) 防衛庁から提出いたしましたその資料は、その時点におきましては、可能の範囲において調べ上げた資料であつたと私は考えております。

○矢嶋三義君 しかれば、その時点において可能であつたならば、その時点とこのたび源田さんのお歸りになつて提出されたF-104Cの資料との相違点を明確に示してもらいたい。

○政府委員(広岡謙二君) その資料につきましましては、公表をいたしておりますので、私からこれを申し上げるといふことは、私自身の判断において申し上げるといふことはできないと考えます。

○矢嶋三義君 だから私は議長の出席を願つておるわけですが、岸総理、岸議長の答弁を後日求めることに保留しますがね。どういふわけで発表できないのか。従来コンベアにしても、あるいはノースロップにしても、グラマンにしても、ロッキードにしても、全部資料を出しておるじゃないですか。どういふわけでこの段階になつて資料が出せないと言つたのですか。だからさういふことをあなたは言われたのですか。今までロッキードF-104Cに資料を出されて、私は今持つておるその出

された資料を。この資料が今度の源田報告によつて著しく変わつてきた。その点をお答えしない。それが答えられないよりだつたら、その今までいけないと言つておつたF-104Cが急にベストだといふ、さういふ結論が出るはずがないじゃないですか。事務局長がそれを知らないはずはない。お答え願ひます。

○政府委員(広岡謙二君) 防衛庁側からさういふ資料を参考資料として出されておるか私は承知いたしませんけれども、事務局としてさういふものを私から持ち出すという自由を持つていないのであります。

○矢嶋三義君 防衛庁長官、伺います。では、今度の源田報告によつて航続距離、それから滑走路、さういふものは非常に改訂された、さういふふうに判断されたのでありますか、どうですか。時間の関係がありますから、要点をしほつて簡単に答え願ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 前に、行動半径等については日本の事情から充足しない、しておらぬといふことであります。したが、今度の報告によりましては、さういふこと、行動半径等については、二百ノーチカル・マイル以上である、さういふことで、行動半径等については、従来の報告と違つた報告があら

ました。それから滑走路については、滑走路の長さについてはどうか。従来は滑走路が日本の現在の飛行場においては、ちよつと無理だ、さういふことであります。したが、今度実際に操縦いたしました結果におきましては、滑走路も十分とは言えないが、八千フィートあれば、これは十分とは言えないけれども離着

陸ができる、さういふことで前のと違つた報告があつたのです。○矢嶋三義君 それでは源田さんが出発する前は、滑走路は何フィートといふことになつておつたのですか。また航続距離は幾らとなつておつたのですか、お答え願ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 行動半径等については、二百ノーチカル・マイル以下であるといふふうに考へておつたわけでありませぬ。調査の結果、行動半径等は二百マイル以上であつたら非常によろしい。それから滑走路距離については一万フィート程度が必要である、さういふふうに考へておつたわけでありませぬ。四人のパイロットが操縦してそれぞれやつてみて八千フィートで間に合つた、性能等が非常に出て行く前と、実際に操縦してみたら違つておつた、さういふ報告です。

○矢嶋三義君 あなたはだれから聞いてさういふことをいふのですか。事務局当局並びにあなたをすべて含めて全責任をとりなさい。どこからさういふ数字が出てくるのですか。ちやんともうすでに私がいただいておる資料に、今あなたが冒頭に述べた通りの数字が出ておるのです。行動半径は二百以上、それから滑走路距離は約八千フィート弱、さういふ資料がちゃんと出ておる。この資料を示しながら当時の防衛

庁長官、装備局長、防衛局長、それから国防会議の事務局長は口をそろえてロッキードはだめだ、だめだといつておつたのですか、何も源田さんが帰つたからわかつたのじゃない。源田さんがおいでになる前あなた方がグラマンを支持し、ロッキードを排撃している時代に、あなた方が冒頭に言われた数字

はちやんと全部われわれに資料として出されておられます。それからあなた方は衆議院の委員会、私傍聴しましたところが、八千フィートであつたならば、日本の飛行場は大がみな使えるといふことを衆議院議員の諸君に答弁しておりますが、佐藤空将長は本委員会において何と答弁したかといふと、自分は三十三年の一月出かける前は、ロッキードは滑走路距離六、七千フィートでいいと思つて行つてみた、ところが大体八千フィート近く要るようだが、それは困る。八千フィートになると日本の飛行場で使えるのは浜松だけだ、速記録に残しておる。浜松だけであとは使えない。だからロッキードはこの滑走路距離からいつても困るのだといふことを速記録に残しておる。い

つ、何んですか、この日本の各飛行場の滑走路をそんなに拡張したのであるか、お答え願ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 行動半径でうそをついたなんていふことはありませぬ。前の左藤防衛庁長官がこの会議で申し上げておられます。二百ノーチカル・マイル以上の行動半径が望ましいが、増槽なしの状態では満足するのにはF11F-1Fのみであります。ですからロッキードは、これは満足していなかつたわけですね。ところが今度の調査の結果は、二百ノーチカル・マイル以上だと、さういふふうになつておられます。さういふ何でもありませぬ。前の報告と現地に行つて違つたといふことはありませぬ。

○矢嶋三義君 それならこの資料は何ですか。防衛庁が出しておる滑走路距離一万フィートと書いてありますが……

○国務大臣(赤城宗徳君) それから滑走路距離につきましましては、一万フィート以上必要だといふことはたびたび言われておると思ひます。(矢嶋三義君「言われておりませぬ」と述べ)しかしながら、現地において八千フィートあれば差しかねない、さういふ現地において操縦した結果がさういふふうに見られてきておられますし、日本の飛行場においても、衆議院において大がいか全部とは言ひませぬ。日本の飛行場においてそれで使えるものがある、さういふことを申し上げたので

す。

○矢嶋三義君 問題は赤城さん、問題は、あなたは衆議院の予算委員会あるいは内閣委員会あたりを傍聴しておられますと、昨年の国防会議で内定した当時の時点においては、F-104Aとグラマンの98J-11、これを比べたのであるが、その後F-104Cという飛行機ができたので、だから変わつてきたのだ、だから責任もない、この一点であなたは逃げ込んでおられるわけですね。逃げ込んでおられる。その一つとして、あるいは安全性の問題とか、あるいは航続距離の問題とか、あるいは滑走路距離の問題とか、あるいは全天候性の問題とか、ファイア・コントロール・システムの問題とか出している。これを一つ一つ追及していけば、ごまかしていることはつきりしてきます。滑走路距離なんか現に約八千フィートあればいいといふことを答弁している。佐藤空将長は証言に立つておる。六、七千フィートでいいと思つたが、八千フィートでけつこうだが、八千フィートとなると、浜松飛行場以外が使えない、だから困るのだといふことを佐藤さんはちやんと本委員会に来て証言してい

防衛庁から出されたこれを私は持つてゐる。この資料にちゃんとして書いてある。そういうごまかしをしないさんなよ。よろしいですか。広岡さんに質問返りますよ。

それからまたあなたに返ります。広岡局長は、三十三年九月二日、衆議院の決算委員会において、新しく性能比較表としての資料を提出しております。この機種については前回と同様でございます。つまりこのときには、F-104AとF-104CにつきましてはF-104AとF-104Cというものをはつきりとそういう呼称のもとにその比較表の中に整備をいたして入れてあります。こつこつとあなたに答弁している。今さらF-104の資料を出さなかつたとは言えない。なぜかと言へば、河野一郎さんがF-104の検討が足らぬのじゃないか、だからハル社長も来ているんですから、ロッキードの説明を聞くべきだと言つて、あなたと今井事務次官に圧力を加えた。それに会議の持ち方が悪いとあなた方叱られたでしょう。その速記録が残つていないじゃないですか。そうして、八月七日と八日とホテル・テートにおいて、これもあなたがちゃんと資料を出している。防衛庁の全幹部がそろつてロッキードの104Cの説明を十分聞いているじゃないですか。それで、左藤防衛庁長官、小山整備局長、加藤防衛局長、口をそろえて、河野一郎さん、川島幹事長さんの要望もあつたから、二日間F-104Cの十分説明を聞いたが、やはりいけないんだというのをちゃんと速記録に残してあるじゃないですか。だから、昨年あの時点において、F-104Cの検討は十分であつたというようなことは絶対に

に言えないわけですよ。広岡事務局長は、出した資料に責任を持つというならば、あなたは責任をとつて引責辞職すべきである。(そんなことを言う必要はない)と呼ぶ者あり)あなたはいかがお考えになつておられますか。答弁を求めます。(うそを言うな、はつきり言えよ。)と呼ぶ者あり)

○政府委員(広岡謙二君) ただいまの御質疑のごとき、昨年の四月十二日には104Aと、当時まだデザインとしてしかございませぬでした104C、この両方のその当時わかつておりましたる資料を国防会議に供したということは事実であります。その後、河野さん等から十分に、その後だいはつきりとわかつておりましたから、防衛庁側でも少し詳しく聞いたらどうだというような、これは決して圧力ではなかつた。私は解しておりますけれども、そういう御注意もありましたので、ただいまお話しのようなことで、防衛庁側がロッキード側からその後の資料について説明を求め、説明があつたという経過になつておるのであります。その当時もまだF-104Cというものがアメリカにおいてやつとできて納入を始めたという前後であつたのであります。日本の防衛庁が求めておりましたのは、その型自体ではございませぬで、それから日本に向けて必要とするようなデザインを要求いたしておりましたときでございまして、それにしてもなお検討を要するものがあつたというふうには聞いておるのであります。若干ただいま矢嶋議員からお話になりましたことと事情が違つておるようには思ひましたので、この点申し上げておきます。

○矢嶋三義君 F-104AからF-104Cになつたのは、エンジンを3型から7型に変えただけですよ。そして少しどころ機体でもいじつたんですよ。しかし、この以前に出された資料と、このたび決定されてから発表されているこの性能に関する数字は、一つも變つていない、何ら變つていません。従つて否定しておつたロッキードがベストとならねばならぬという理由は何かないわけですよ。そこを私は問いただしているわけですよ。特に河野一郎さんは、三十三年九月九日の衆議院決算委員会、こういうことを述べておりました。自分はF-104Cの検討が、防衛庁で不十分だと思つておりましたが、これは私の全く不注意でございまして、F-104Cというものを防衛庁では十分研究しておつたのであります。こつこつと問題に投げかけた河野一郎氏自身、防衛庁においてF-104Cを十分検討しておつた、それに基ついての資料が国防会議に出されておつた、こつこつと述べられているわけですよ。従つてこの点も防衛庁長官は、はつきりわれわれが了解できるように答弁して下さい。

それから広岡事務局長は、当然私は責任があると思つて、あなたは官房長官に対して辞意を表明したように伝えられておるが、私はごもつともだと思つておる。その点はあなたは相違がないのかどうか。それも答へ願ひたい。

○政府委員(赤城宗徳君) 先ほどから申し上げましたように、三十三年の四月十二日にグラマンに内定いたしましたとき、F-104Cというものが開発されるものとしての前提で比較する……その後御承知のように、今お話し

しのように、F-104Cが開発されて出てきたということ、従つて四月十二日の資料が、だんだんと明らかになつた資料が出てきたわけでありまして、そういうことでもありますから、その資料を次々と検討しておりましたことは当然です。検討の過程におきまして、いろいろ比較の点において問題も出てきておりましたし、あるいはまた御承知のように、その途中において、西独でもF-104Cを採用したと、こつこつとやうな事情もありません。西独と日本とは、もちろん事情は違つたのであります。しかし、それはまた国会等の論議もありませんで、こつこつと、これはやはり慎重に機種を決定することが、国会に對しては、国民に對しては、われわれの責任である、こつこつとに考えましたので、本年の六月になつておりました。一応これは白紙に返しまして、そうして權威ある調査団を派遣して、その調査団の調査の結果を待つて、それを尊重して決定しよう、こつこつと、これを相なつたのであります。こつこつと、資料の点においては、中途においてそれぞつつけ加つたものもあると思ひます。それから、現地ではほんとうに操縦してみなければ、それが確認できないというふうなものもあつたろうと思ひます。ところが、現地の調査団が現地において操縦し、確認し、技術の調査等もいたしまして、そうして白紙に返つたところから、新たに開発いたしました機種を決定した、こつこつと段階になつて決定された、こつこつとでございます。

○政府委員(広岡謙二君) 私に對する御質問でございまして、私の問題につきましては、私みずから決定するつもりでございまして、今の段階においてそういうことを申す時期ではございませぬ。私こつこつと考へます。

ラマンを内定した防衛庁が、こぞつてグラマンを支持している時代に、そういうものはつきりとわかつておつたことなんです。何も最近そういう開発が行なわれたわけじゃない、そういう点を、しろうとをこまかすようなことを私は言っている点が気に食わない、要するところ私の判断では、ロッキードの採用というのは、六月十五日の国防会議で方針をきめたと思うのだ、岸さん、それから岸さんのブレインは、そこに当時の伊能長官おるが、ふんまんやる方なかつた、顔色を見ればわかる、ふんまんやる方なかつた、そうしてこの伊能長官を防衛庁の内局は支持した、それでこのグラマンをやめてロッキードとするために源田さんを派遣した、だから源田さんは、ロッキードという結論を出すための国民の目をこまかすかくれみのにすぎない、それが証拠には、最近のあなたの答弁は、最もハイ・レベルの源田調査団を出したのだから、その源田調査団が調べて来た、これを信用する以外にない、具体的な経過を知らない国民を、こまかすもだというような立場で答弁してこまかしているのです。これは許すことにはできないと思う。だから私はこの問題から言っているのだ、自信があるならば、次善の策として、あの源田調査団の四人のパイロットの採点表を公表しなさい、まず公表しなさい。あの報告を見るとすつと書いてある。付記に書いてある。コンベア106Aと、それからロッキード104Cが最後に残つた。しかし判断としてF-104Cがいいとした、こういうような付記がありますか、きょうの朝日新聞にも源田調査団長はコンベア106Aも非常にいい飛行機だという

ことを記者団に話したということはおありませぬ。従つてグラマンにして、あるいはコンベアにしても、ロッキードにしても、その四人のパイロットの採点したその表というものを発表しなさい、発表して下さい。それ、発表できぬということはないと思う。いかがですか。

○国務大臣(赤城崇徳君) たんぼの中の食用ガエルが古ダヌキになつたというふうな御発言は、御自由でございませうけれども、私がこまかしたということだけは一つお取り消し願ひたい。私はこまかして答弁したり何かした覚えはありません。今の脱出口の問題につきましては、脱出装置をやつたという事はわかつておつたでしよう。わかつておりました、現実には、こまかしておつたということ、これは現地に行つて調査した結果、確認したのであります。確認したのでありますから、これは前からそういうことを言われておつて今度初めて発見したのであります。向うへ行つて確認したことは事実でございます。それから調査団が出る前からロッキードにきめていたのではないかと、こういうことは、大間違いです。私はこの委員会におきましても、調査団の結果を尊重する、こういうことを言つています。伊能前長官もおりますけれども、国防会議その他におきましても、権威ある調査団を派遣してやるということが、これはやはり公正なやり方ではないじゃないか、こういうことに相なつておつたのでありますから、決して新聞あるいは情報等に伝えられるような、初めからロッキードにきめる

よりなつてもいいことではありませぬ。グラマンがいいという調査の報告がありますならば、私はそれで国防会議を推すつもりでおつたのであります。コンベアということであるならば、コンベアを推す、こういうつもりで私はおつたのでありますから、そのことは、私がこまかして報告したとかそういうことはないのでありますから、御了承を願ひたいと思ひます。

それから今度の調査団のパイロットの乗つた結果を、数字的にいろいろな点数表を報告したらどうか、こういうことではあります、これにつきましても、米軍の機密に關する問題もありません。しかし、私の報告を聞きましたのによりますれば、パイロット全部がF-104Cが日本にとつて最も適当だ、一、二やはり議論はあつたということ聞いています。聞いていますが、これは機種決定を左右するような議論では全然ない、こういうことでパイロットも全部一致して採用するのはF-104Cを推薦する、こういう結論でございます。

○伊能繁次郎君 関連。私の名前も矢嶋委員から出たようでありますし、私もこの事態を説明するについで、お尋ねかたがた希望を申し上げたいと思ひます。それは、さいぜん矢嶋委員、本年六月十五日、最後のあの国防会議の決定につきましてお話がありました、その点はただいま防衛庁長官がお答えになつた通りで、私も当時の責任者の一人としては、当時の資料の上においてはグラマンを変更すべき資料が現われておらない。しかしながら、当時すでに西ドイツにおいては104Cを採用

決定しておる。またカナダにおいてもグラマンとロッキード、104Cとの間に、おいていずれを採用すべきかという実際の研究がなされておつたのであります。104Cに決定しただけというふうな、いわゆる外国における新たな事情等もあり、かたがた与えられた資料だけでは現実に乗つておらないという点から、104Cも開発せられたのであるから、白紙に返して調査団を送るといふ決定を見たことは、防衛庁長官のお話しの通りで、ただいま御答弁がございまして、おそれなく源田調査団報告というものを全部公表するということ、いろいろアメリカあるいはそれに關係した軍事上の機密等が長官のお話のごとくできないということも、われわれもこれはもちろん承しなればならぬと思ひますが、矢嶋氏のお尋ねに對する事態をできるだけ説明する上において、矢嶋氏のお尋ねに對する問題、また防衛庁、国防会議等において提出せられた資料等を一べん整理せられて、私は系統的に、新しい事情、まあ脱出口の上下の問題等もありませんが、エンジン・ストップをやつた滑空の問題、これは現実に乗つて資料が出たのだらうと思ひます。われわれ当時乗らないで図上で調査しておつた際においては、グラマンとF-104Cではエンジン・ストップをした際における滑空の問題等については、さいぶん危険ではないかというふうな感じを持つておつた。しかしその他いろいろ現実の滑走あるいは離着陸の問題等については、現実に乗つた結果という資料であるということについては、私はいずれの機械もしくは航空機のようなものであつても、設計せられた当時

の性能、それはやはり技術的には当然ある程度の安全度といひますか、アローアンスといひますか、そういうものはかなり十分にとつてあろう。ところが現実に乗つた結果は、そのアローアンスをはるかに下回つた程度で安全度が保たれておる。そういうふうないろいろな事情もあつたんだらうと思ひますので、それらの事情等について整理をせられて私は御答弁を願ひた方が、矢嶋委員の質問に對する解明の点においても適當であり、また今回ロッキードにきめられたことは、私に關係のあるアメリカ關係の人から何つたのであります。源田調査団の實際に乗つてテストした結果は、アメリカにおいて非常に賞讃せらるべきものであつたというふうなことも何つておりますので、あの資料についてはわれわれは全幅の信頼を置く、ただ、その全幅の信頼を置く資料が、全部現在の時点において公表せられないということは、これは軍事機密その他もあつてやむを得ない点もあろうかと思ひますので、それらを防衛庁内におかして、昨年の四月の十二日以後のものもろの資料等を、全部整理をせられた上で、今回の新しい事情と對照して御回答せられるならば、おそれなく国民も納得するし、また同時に国会においても納得せられる面が多いのではないかと、かように私は考えるわけでありませぬ。

それからさいぜん責任問題云々の点がありましたが、これは私の申し上げる限りではございませぬが、少くともあの六月十五日において白紙に返して云々といつた際においては、国防会議が全責任を持つて、あの問題を最高首

脳部の国防会議のメンバーにおいて決定したことであつて、これについては私は広岡事務局長がどうかかこうとかいうことは追及すべき筋合いのものではない、かように考えますが、これは個人の意見で、私がどうかこうするといふ筋合いのものではありませんが、私自身はそう思つておられますので、でき得べくんば四月十二日以後の資料を全部整理をして、新しい事情と対照して、十分精細な御答弁があれば、この問題は天下に明らかにされ得るものであるし、また今回の決定も公明であつたと私は確信しますので、その辺の御配慮をわすらわれない、かように考えます。

○国務大臣(赤城宗徳君) ごもつともでございます。実際に操縦いたしました結果が従来言われておりました点と違つておる点が数点あります。でありますので、前の左藤防衛庁長官もその当時議会において説明したこともございましてありますので、従来報告をしておりました点と、実地に操縦あるいは検討した結果において違つて出たきた問題がございまして、一例を申し上げますならば、速度と上昇力、この二つは従来考えておりました性能その通りであります。こういうことが明らかになつておりますが、操縦性等につきましては、自動制御装置の機能が非常に良好であるので、何ら不安がないというようなことも判明しております。あるいは飛行安定、あるいは座席内の諸装置の計器は整備されておつて、飛行前及び飛行中の点検が容易であります。こういうことなどが判明しております。滑走路の長さ等においては、依然これは長いことが必要であります。

が、八千フィートの滑走路で足りるといふような結論になつております。このいろいろな点がございますので、ただいま御発言の御趣旨はもつともであると思はれます。今そういう点を整理いたしております。なるべく近い機会に整理の上に、前と違つた点などに重点を置きまして御報告申し上げたいと思つておられます。

○辻政信君 たいだいまの伊能委員の質問並びに赤城長官の答弁に因連をいたしまして、大へん失礼ですが、赤城さんにしても、広岡さんにしても、ロッキードを見たこともない方です。源田さんの報告をあなたに口を通じて聞かされても、國民は何かに政治的な含みがあるんじゃないか、こういう疑惑を持つのは当然であります。従いまして、この疑惑を解くためには、当委員会に源田調査団長を呼び出して、そのうしてほんとうの彼の信念を、機密にわたらない範囲でわれわれは聞かしてもらいたい。そのことを長官にお願いし、委員長にお願いをして、できるならば、なるべく近い機会にその団長をここへ出してもらいたい。それを申し上げておきます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 今までの慣例としては、なるべく制服の者は出さないということになつておりますが、調査団長という資格において、機会を見て私は御説明申し上げることにはいたしたい。こういうふうに考えております。

○矢嶋三義君 その点は源田さんお帰りになるときから、本委員会として要求しておるわけで、しかるべき機会にぜひとも一つ出席するようにお取り計らいを要望しておきます。

さつきの質問を続けますが、長官何ですか。本委員会を秘密にすれば、四人のパイロットの採点表全部公表しますかどうですか。私は今の日本の法律では、国会議員が秘密会まで開いて、そして公表してほしいというものを、一切行政は公表しないことのできる法的根拠はないと思つておられます。そういう秘密法はないと思つて。だから委員会公開のままで、源田報告の詳細は要求する通りのものが、提示できないとするならば、もし本委員会が將來秘密会というのに変えたならば、当然こちらが要求するところの全部の資料、報告資料を提示するところの義務が行政にあると私は思つておられます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 秘密会にすれば、大ていのは報告しても差しつかえないと思つておられます。この問題はアメリカの軍の機密に関するものが相当入つております。でありますから、日本の国内で秘密会でもそういうものを発表することは、アメリカの法律にも、法律というか、アメリカの信義にも反します。これは全部御報告するということは、秘密会であつてもできかねます。

○矢嶋三義君 では国会議員がその秘密会まで開いて要求した場合に、答弁しなくてよろしいという法的根拠はどこにありますか。第一そういうふうな答弁することのできないような、かような兵器を行政が外国から買入れるというそのこと事態許されませんか。憲法上、あるいは法律上できないでしよう。そういうことは、買った以上は、今の国会議員が持つておられる審議

権と、調査権、それから当然公表すべきです。答えるべきです。公開では言えないとするならば、秘密会をやるべきです。秘密会をしてもなおかつ議員の質問に対して、要求に対して答へられないという、かような兵器の取引を、外国とするということは、法律上も憲法上も許されません。いかがですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 全部が秘密だというわけではございません。その部分によつては、アメリカの方において秘密を解除してないものもありません。そういうものはほんとうは調査団に對して、これは知らせることができないのであります。たまたま操縦中においてそういうことを発見した点もありましたから、これは調査はしましたが、調査を許さないもので、たまたま調査ができたということでありますから、そういう兵器の機密に関することを知り得たといつたしまして、こちらでそれを申し上げることはできません。

○矢嶋三義君 それは憲法問題、法律問題に因連するので、ちよつとそれをまたあとで聞くことにして何つて参りますが、失礼ですが、これは何という飛行機ですか。(国務大臣赤城宗徳君「コンベア……」と述べ) 大きい声で答えて下さい。

○委員(中野文門君) 速記とめて下さい。

○委員(中野文門君) 速記起して。○矢嶋三義君 ここに四つの飛行機の模型があるが、防衛庁長官、これ何という飛行機ですか。○国務大臣(赤城宗徳君) それはロッキードの型だと思つておられます。

キードの型だと思つておられます。○矢嶋三義君 もう一つ。これは。○国務大臣(赤城宗徳君) それはグラマンの型だと思つておられます。

○矢嶋三義君 これ最後ですが、この方は。○国務大臣(赤城宗徳君) コンベアの型だと思つておられます。

○矢嶋三義君 四分の三点でありまして、一つだけ間違いました。四分の三ですが、まあそれはともかく追及しますまい。伺いますが、これは採用されたロッキードですね。これは従来各防衛庁長官並びに装備局長、防衛局長はこれを問題にしておつたのです。これを、この翼の問題にしておつたのです。これは最初のグラマンですね。この翼が非常に狭い。だからスピードは、上昇力はつよく、エンジン・ストップした場合に、それだけに沈下率がある。かかるがゆえにこの海の中に四つの島が直線上に位置づけられておる日本の国情に合わない、これが大きな理由だつたのです。まあそういう専門的なことは、いざれ源田さんがお見えになつたときに伺いたいと思つておられます。これはコンベアなんです。コンベア106A、従来資料によつても、コンベア106Aという飛行機は相当にいい飛行機と判断しておりました。はたせるかな、今度の源田さんの報告によると、付記のところにもコンベア106Aというものが出てきておる。それから本日の朝日ですか、の記事にも出ておる。源田報告には、これは並立してあつたのじゃないですか。政治的配慮を加えてロッキードと、こちら持つていつたのじゃないですか。いかがですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりことはありません。F-106Aもお話しのよりにきわめて優秀な航空機でありま

歸りになったといふことをあなたはこ

というようなことは、これは当然やら

が、承知しております。

ことが出てくるわけなんです。従って

す。特に武装、全天候性においてはす

の御前答弁されている。だからそれを

なければならぬ責任だと思ひます。

○矢嶋三義君 それではゼネラル・ダ

F-108新戦闘機は、これは三マツハ級

か上昇力において相当劣つておつて、

秘密会で公表することは何ら差しつか

し、繰り返すようでありま

イナミックス会社とゼネラル・エレク

だといふのですが、この開発を国防総

二、三年後の戦闘機としては性能上不

えないですよ。また要求したら、せ

私に飛行機の種類を聞かれても、点数

トリック会社で試作を命ぜられてやつ

省はノースアメリカンに依頼してお

十分であらう。またF-106は、F-104

るを得ないですよ。憲法上からい

すが、実際に見て乗つたという者はな

アメリカとしてはすでに約九億ドルを

たのに中止をした、こういう事実を

Cに比較して、やはり若干速度、上昇

も法律上からいっても、私はそれをす

いので、やっぱり開発されたものを見

投入して開発を会社に依頼しておつた

機と云ふものはどうなつていくかとい

た一番の問題は、私はしろうとですか

べきだと思ふ。よその国ではほかの飛

きたのでありますから、その結果が、

○國務大臣(赤城宗徳君) 承知して

を知らないで、私はロッキード、グラ

力といいますが、余剰推力の点にお

は、その表は出せると思ひます。加

おる、こういうようなことは、これは

○矢嶋三義君 しかれば、午後の質疑

以上の金を投入して生産をすとい

てF-104Cが非常にすぐれている。こ

藤防衛局長が来てないので、その点

当然あると思ひます。それだから調査

○矢嶋三義君 さらば、午後の質疑

をするまでに、米軍の顧問団に照会し

の他の点においても重大な要素だ、こ

こわいから来てないので、加藤

あつたと思ひます。そういう意味にお

ということは、もうすでにミサイル

世界情勢に私は沿つていないと思ひ

力もF-104Cには劣つておる。また、

防衛局長は、従来速記録で、私から

きまして、前と今度のときで、答弁等

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

思ひ、私はそり考へる。加藤局長は、

また考へて遺憾だと思つていますが、

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

これはわかりませんが、とにかく困

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

る。また価格の点では非常に高い。こ

衆議院の予算委員会にも出席してお

らぬかと思ひます。そりうりこ

○國務大臣(赤城宗徳君) そりうりこ

とを軍事顧問団が話しているかどう

い限度だ、今の開発されたのが人が乗るとしては限度である、こういふふうりに聞いておきます。いずれ午後……。

午後零時十四分休憩

午後一時四十三分開会

○委員長(中野文門君) これにて暫時開会いたします。

○委員長(中野文門君) 内閣委員会を閉会いたします。

○委員長(中野文門君) 郵政省設置法の一部を改正する法律案について、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(楠村春彦君) 郵政省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

この法律案は、大臣官房に「官房長」を置くことを内容とするものであります。

郵政省の大臣官房は、二十六万余の職員を有する行政官庁の官房として、省の発足以来、人事部等三部を含む大きな機構であったのでありますが、電波ないし電氣通信行政を行なうようになり、その事務が質的及び量的にも発展して参つたのであります。それに伴ないまして、省外との接納、総合調整その他内外にわたる官房の事務を一そより適切確実に行政の必要が增大して参りましたので官房長を設けようとするものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いたします。

○横川正市君 提案の説明だけを聞いてきよりは審議をいたさないという決

定でありますので、私は要望を二、三申し上げまして、次回からの審議に郵政当局として準備していただきたいと思ひます。ことに郵政省設置法の法律案は、今回で、もう四度国会に提起された、前三回ともそれぞれ成立を見なかつたという、いわば相当因果を含んだ法律案であると思ひます。それ自体の内容からいいますと、すでに各省政府設置されておまして、法務省だけが不要でないとしてこれを置いておらないという事情で、それに付随して、私は第一に郵政当局の持つております現在の行政上の運営について、単に官房長だけが置かれることによつて完全だといふふうには簡単に考えられない幾つかの問題があると思ひます。

それは郵政省当局の収支の問題でも、相当現在は苦慮されて予算編成をされておるといふ問題も一つありましよう。もう一つは、郵便物の増加に伴う定員の増強をはかることができなくて、定員法上の問題からこれまた難澁をしてい、こゝろ点もあろうかと私思ひでございます。そゝろ点で、私は次に郵政の行政上の運営については行政管理局から責任のある答弁をいただくことにいたしたいと思ひます。そのけれども、郵政当局としては当面いたしておりまう困難な問題を、単にこゝろいふような問題だけで糊塗しないように、これに付随して予算とか定員とかいふ問題について私の方で質問をいたしますから、この点については十分資料を整えて御説明のいくよう準備をしておいていただきたい、そゝろいふことを要望いたしまして質疑は自後にいたしたいと思ひます。

○委員長(中野文門君) 本案の自後の審査は、後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、休憩前に引き続き、国の防衛に關する調査を議題として議事を進めます。ただいま政府側から丸山調達庁長官及び真千次衛庁長官ら二時過ぎに出席の予定でございます。それでは御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○横川正市君 私は次に政府で決定をいたしておりまう東海村の原子炉の発電機の設置問題をめぐつて二、三地域での状況から御質問を申し上げます。あつたのであります。ちよと東海村のあつたの地図をお示ししますと一番よくおわかりになるかと思ひますが、最近の新聞あるいは週刊誌等の報道によりまして、東海村周辺の各村落あるいは海上等に相当多数のアメリカ軍の投下する爆弾が誤つて落され、あるいは飛行機がその周辺に墜落するといふ事故が相次いで起つておるのであります。この起つておる数字について、實際上は発表をしておるところがそれぞれ違つておるやうであります。たとえは総評の方では、調達庁において補償した件数として二十七年から三十三年六月までの間に二百三十三件、それから終戦直後より三十二年五月までに国会陳情として扱われたものが二百七十六件、こゝろいふに発表されておりました、それから朝日新聞の報道によりまして、それから朝日新聞の報道によりまして、誤つて投下されたものが二百七十といふふうな報道にもなつておりました。先般調達庁に調べていただきましたところ、模擬爆弾の誤投下がこれが二十

七年から三十四年までに三十六、米機の墜落が八、その他四、計四十八、これは申請のあつたもので権利を放棄して申請をしなかつたものを入れますと、模擬爆弾の誤投下が百二十、米機墜落が四、その他八、合計が百三十二で、この申請のあつたものと権利放棄したものと合計が百八十、こゝろいふふうになつておるのであります。こゝろいふ数字の信憑性について長官から御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) ただいまのお話しの演習場関係の事故の件数でございますが、二十七年から今日に至るまで約八年間の調達庁の記録によりまして数字をいたしまして、総計百八十件でございます。それを内訳して見ますとこゝろいふと、模擬爆弾の誤投下に関するものが百五十七、飛行機の事故が十一、その他十二、その他と申しますのは、機関銃、菜葉、吹き流し、補助タンク等が落下した件が件数でございます。なお、お話しの中にありましたこの申請による補償措置といふことの取り扱ひのものが総計でお話しの通り四十八件でございます。そのうち爆弾の誤投下によるものが三十六件となつておりました。

○横川正市君 これは調達庁の水戸調達事務所が発表された数字と、それからこれはまあ調達庁で實際上に取り扱つた件数と、先般私の方から要求して作られた資料と、この三つがそれぞれ数字の上で違つておるわけなんです。いずれもこれは調達庁の事務取り扱ひで発表された内容だと思ひます。この新聞発表のものによりますと、これは三十一日現在で先ほど言つたやうな事故が起つておりました。それから調

達庁で調査した、総評で発表された内容からいいますと、先ほど言つたやうな数字、昨日私が資料を要請して調達庁からいただいた資料というものは、これは現在長官の説明になつた内容、こゝろいふふうになつておるわけでありませうが、この数字が三者三様にまちまちに報道され間違つて発表されている原因は、一体どこにあるのか。

○政府委員(丸山信君) 調達庁の關係しない方面からの数字はどのやうに出たか、私は存じておりませんが、ただいま申し上げました数字は、もちろ現場の私どもの事務所の記録を基礎といたしまして、そこから集計したもので、今申し上げた数字が私どもの記録としては最も正確なものであると思ひ存じております。

○横川正市君 私はこれは数字の間違ひをとかやく言つて、しつこくこれを云々するといふのは、その数字だけの間違ひではなくて、大体あなたの方で出された資料の末尾にこゝろいふあれが出てくるので、昭和三十三年の五月二十一日に誤投下防止の目的のために、陸上から海上沖合五千フィートのところへ移動してしまつてからは、事故は起つておらないといふ非常に安易なものを見方をしておるわけなんです。今まで起つた事故についての数字さへこゝろいふふうになつたの、それから違つた発表が行われ、それからまた、こゝろいふな防止目的のために陸上から海上へ移動したといふことで、もろあとは起こらないんだといふやうな、そゝろいふ安易感について、私はもつと担当者として責任を持つていただかなきやならぬと思ひます。

大きな重大事故になるかは、これは御案内の通りでありまして、ことに米軍関係の演習では、たとえば田畑とか山林に対してジェット機が落ちて、相当大きな事故が起こっております。この爆撃地に向って目標をもつて落とすためにくるのであるから、それ以外には現在の完成された機器によつてそういう事故が起きない、こういうふうに思われておるにもかかわらず、あの周辺に落ちた実情というのを見てもみますと、東海村の爆撃地のおおよそ三倍から四倍の広範な地域に、今のような模擬爆弾の誤投下、米機の墜落、こういつたことが相次いで起こつて、補償問題が起きておるわけです。ですから長官としては数字の間違いは、いや、今発表されたのが一番正しいのだというよりなことで、実際上起こつておる事実について、私はこれは説明するのは、なかなか納得のいかないものがあるし、それから同時に、演習場の移動によつて、将来何か安全に保障されているんだというふうな言い方も、事実上私はこれは答弁を受ける側からすれば、納得がいかない問題である。この二つの点から実はお聞きをいたしておるわけです。ですから数字の間違いについては、もう少し的確に、なぜ新聞で発表された数字、これは調達庁ではどなたが発表されたか知りませんが、総評の調べによつて調査をいたしました数字、さらにきのうあなたの方から提示された表によるところの数字、この違いがなぜ起こつたのか、もう少し明確にして、実際に被害として起こつた件数について明らかにしていただきたい。これはもう非常に重要な問題だと思ひます。

○政府委員(丸山信君) ただいま申し上げました数字の前に、調達庁筋から出たものがありまして、それが違うという点、この点は私も今直ちに実情、状況をつまびらかにしておりますので、調査の上その事情はただして御報告申し上げます。ただ、統計的な数字は先生もお持ちのもの、私の申し上げましたものが私どもの記録としては最も正確なものと考えております。なお、実は遺憾ながらこれに加ふること、今日現在で申しますと、この月曜日に二つたまたま落ちております。これが追加されることになりまます。この誤投下、誤つて投下される、つまり演習場の区域外に落ちるといふ問題、そのために付近の家、工場等いろいろの被害があること、またさもなくとも危険感を増大する、この問題は、実は非常な重大関心を持つておりました。過去のこのような事故のそのつど米軍に抗議して、その原因を調べさせ、改善方法をとらせるといふことを、そのつどそのつどやつて参つたのでございます。特に昨年からは、何か抜本的な方法ということではいろいろ提案をいたしました。協議を重ねて参りました。問題は、やはり飛行機の進入方向等のごと及び米軍の訓練規定にどうあるかというふうなこと、いろいろのごとも関連あるのをごさいます。それを改めるといふ問題とともに、やはり今までの事故の原因の最も重要な点としては、標的の位置という問題が中心になりました。そのことから今年当初以来、いろいろ協議を重ね、合同委員会の四月の末の会議かと思ひますが、これを現在のごとから海上に移すという処置が

事故防止上最も適切であるという結論に達しまして、五月に標的を移動したのでございます。その以後の状況においては、幸いにして今までの事故件数が四件、一つは海上に飛行機が墜落したということ、もう一つのあとの三件は葉巻が区域外に落ちたということでありまして、それに加えて、実は先ほど申しましたような月曜日のものがあつた。こういうことで、今日の合同委員会でもこれに対してなお原因を究明し、このことの再発することを防止する処置についての、米軍の、重大なる調査並びに検討を求めておるようにな次第でございます。

○横川正市君 どうも私はこういふような演習による事故といふものを、何かその非常に安易な物の見方で、起こつてしまつたらそれに対処をする、そしてまた次に起るかもしれないといふような問題については、どうも不可抗力のようなあいまいな態度で事を処しておる。これはもうこの問題ばかりでなしに、全体の問題としてそういうふうな気風があるやに私どもには見受けられる。きわめてこれは残念なことであると思つておる。ことしのちやうど一月に、私もあの東海村を視察いたしました。現地の責任者から、この近接するあの爆撃地については、再三調達庁とも話をして、この危険性といふものを強く訴えて、この移転の意思といふものを、これを表示しておるのだといふ話を、これは私も聞いて参つておつたのです。しかし、それが調査の内容とはならないで、事実上こういう格好で大々的に問題となるまで私どもは取り上げられなかつたといふことは、これは私どももきわめてその

ことについては反省をしなければいかぬと思つておる。しかし、事実上そういうことが毎回、しかもこれは二十七年から三十四年までの間にあなたの話でも百八十、それからその他の調べによれば二百幾つというふうな、そういう大きな事故が起こつておるのに、それに対して今も何らの処置も行われておらない。処置として行なつたとすれば、五千フィート場所を移動した、こういうことだ。これでは私は危険性といふものがこれを払拭されたことにはならぬ。どうも、今この演習場の返還について、実際上これはもう使用いたしましたから、あまり日にちもたつておられないよりであります。調達庁としてはこの返還について積極的な折衝が行われておる。どうも思つておる。もしそれが他に適地が設けられないとか、あるいは返還の現実的な解決ができない場合には、演習を一時中断をせよというふうな処置こそ、当面私は必要なのではないかと思つておる。その演習場の返還問題についての交渉と、それからこの危険な状況が繰り返えされおるのか、その点を一つ明快に答弁をしてもらつて、もしこれをおろそかにするようなことがあれば、私どもとしては、これは重大関心を持たなければならぬものである。かように思つておりますので、その点を御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) この飛行場の返還の問題に關しましては、実は、先般米、地元及び県庁の方からの要請もありまして、調達庁も米軍側と話し合

いをしていただいております。その結果の現状と申しましては、この種の演習場といつたしまして、ここが地理的条件あるいは気候の条件等から、米軍としては最重要視するところの演習場であるといふことで、遺憾ながら現在のところこの返還の見通しはついておりません。なお先ほど申しましたように、しかしながらこの演習場の区域、これははずして弾が落ちるといふことは許すべからざることでございますので、この対応措置といふことは最も強くこちらの検討し、向うにも検討させ、この処置を改善する最大の努力を払つておるわけでございます。単に標的を移動するといふことのみならず、飛行機の入つておるところのとびらを閉めるのは、どの時期にするか、いろいろ訓練上の規定もありませんが、それらのもの規定を改めるといふように最大の努力を払い、なお先ほど申しましたように、それでも防止できないのに対して、どんな措置が考えられるか、これも目下引き続き検討をしておる。現状でございます。特に東海村に關する関係で、今お話がございましたが、飛行機のルートに關しまして、演習場のそばに原子力研究所が設置された。そのことの配慮からいたしまして、飛行機のルートを変更して東海村の方には飛ばないという事実上の処置を講じておりますので、三十一年以降は東海村の方面には、この誤投下問題の事例がなくなつてきておると私どもは考えております。

○横川正市君 長官の答弁は、ただ事実を並べ立てただけで、それで、私の方では危険性の除去についてこれを重

点に質問をしているわけですから、その危険性の除去が方法としてとれておられないというのを、これを私は指摘をしていくわけですが、それを除去しなくともいいというような考え方はないようであり、ただどういいう方法、こういいう方法というものは、おののだけれども、それをとつてみたけれども、やはり月曜日にまた二つ落ちましたと、これはどうも少し事態というものを甘く見ているのじゃないですか。この災害というものが起こらないための方法というものは、最も適切に先々と手を打っていく。こういふことで、もつと大きな事故が起こつて責任のなすり合いをするというふうなことが、結果で事が終つてしまふ、こんなことでは私は非常にそれぞれの省の皆さんに対する不信感というものが、きわめて大きなものになつてくると思ふのです。それでなしに、もうすでに実例としては最近発表されたように、原研のあの周辺に落ちたいわゆる弾の跡とか、あるいは飛行機の墜落の跡とか、そういったものをすつと拾つてみますと、ほとんど半径にひとしい地域に落ちて、そうしてよくまあ原研の中に飛び込まないものだと思ふくらいな広範な地域に事故が起こつていっているわけですね。今処置をとつて、落ちた二百の弾は東海村の方には落ちないようになっているのだというふうな言つても、それはいつまで保障できるのですか。事故が起きるまで保障できる、事故が起きてしまつたらこれは方法がなかつたというふうなことで、結局今のあなたの言つておる答弁は、事故が起きるまでの保障で、起きないという保

障には私はならないと思ふのです。危険性というものをあなたが認められておつて、そしてその危険性をなくするんだと、こういふことになるなら、もつと適切なしなかも強硬な処置というものが必要で、研究だとか検討だとかいふ問題では私はないと思ふ。そのためには、あそここの演習場は、米軍にとつては気候だとか何とかが一番いいかもわからないが、われわれとしては最も危険な場所だといふことを主張して、これの返還を求めるとは当然だろうと思ふし、それができない場合には、その危険性が完全にぬぐい去られるまで演習を中止してくれといふことぐらいは、私は当然出すべきだろうと思ふのです。それがなされないまま放置されているような格好だといふことについては、どうも私は答弁としては納得いかないのですが、もう少しこれからのあの演習場をめぐつての日米合同委員会、日本側の主張としては最終ぎりぎりこれを主張して絶対これを貫くのだと、こういふものはないのですか。その点を一つ明らかにしていただきたいと思ふ。

○政府委員(丸山信君) 演習場の提供を米軍に同意いたしておりました、その演習目的あるいは使用の態様といったことを、その区域内に標的を設けてそこを撃つといふことは当然でありまして、その外に出るというところは、容認のできないこととあります。従いましてこの防止といふことを先般来鋭意続けてきておられます。いろいろやつた施策で、その事故の減少が実例としてあがつてきておると存じますけれども、確かにお話し通り、現在

においてもなお最近二発のものが落ちておる。こういふものでありますので、これを防ぐにはなお一その改善策をはからなければならぬ。これを目下米軍とも折衝してその対応策を検討し続けておるのであります。ただ、返還問題に關しましては、現在までのところは、先ほども申しましたような事情で、直ちにいつごろ返還になるといふ見通しが立つておらないのが事実でございます。この問題につきましては、なお今後折衝を続けていく考えでございます。

○横川正市君 長官はこれから折衝中に、あの地域に最も憂慮すべき事態が発生しない、こういふ確信をもつて保障し得る何かがありますか。

○政府委員(丸山信君) 従来の実例、最近の事情等非常にむずかしい問題でございます。やはり飛行機からの演習でございますから、万全の策、万全の行動に關することでございますから、私自身といえども、絶対にその区域外に今後は事故が起きることにはないといふ保障を申し上げることはできません。でき得る範囲内において、これをとどめるにわれわれは最善の努力を払つておる、こういふのが現状であります。

ある。地域的に言へばこれはさういふ最も危険な区域だといふことが言えるわけであり、交通安全事故ならば、これは標識その他で防止できても、あそこは演習場を移転するかどうかしない限り、あるいは、もう百発百中目標に命中するのであつて、どういふ危険な飛行をやつても事故が起こらないといふ保障のない限り、あの地域は危険地区と目することは私はこれは当然だと思ふのです。今あなたの言つたように、いや、これも保障できない、保障できないならば、その対策は一体どうするのだ、保障のできるまで中断してもらつて鋭意研究するくらいは、危険性という問題から起こる重大事故を予知して、対処するのは当然だと思ふのです。その点であなたの腹のきめ方は一体どこにあるのですか。危険が起こつても仕方がない、一つ米軍と話し合つて、なるべく危険のないように、危険性を除去しよう、こういふような腹があるのですか、どちらなんですか。

○政府委員(丸山信君) これは人生万般のこと、いかなる問題におきましても、人知の及ぶ限り万全の対策措置を講じたとしても、不慮の事故といふものは避けがたい。特に演習場のような飛行場の關係においてこの事故発生を防ぐことは非常にむずかしい問題であります。この方に万全の措置を講じて、その事故発生を防ぐために最善の努力を尽くさなければならぬ、このことを十分に銘記して、米軍とともに対策を講じたのでございませう。さればと申しまして、この演習場が日本国、アメリカ合衆国との間のそのような使用目的、そのもとに協定を結んでおられます。しかも、その重要性

が最も高い地域であるといふようなことから、直ちに返還措置という事態にも至らぬ、と申しましたも、なおこのような状況であるから、演習を中止させるということも直ちにはできかねる問題である、やはり私といたしましては、この演習場の使用目的通り、その区域内にとどめて区域外の事故といふことに万全の策を講ずるのが当然である、かように考えておられます。

○横川正市君 調達庁長官の考え方は、私は、非常に根本問題で私どもと違つているのか、あるいはそのことが平気で行なわれて、あえてそのことがあまり責任を感ずるような、さういふ状態ではないと私の感ずることが、これはどうも状況が現実合つておらないのか、この点はそれぞれの判断にまかせるより仕方がないわけですが、私は今の長官の意見を聞いておりますと、たとえばここでもつて非常に大きな不祥事が起こつて、さうして農家一家が全部ぶつ飛んでしまつたといふ事故が起こつた。これは方に一つの事故で、死んだ人には気の毒だけれども、何とか補償を取つてやろう、しかし方に一つの爆弾をよけるためにあの飛行場をよそに持つていくといふことは、これはどうも自分でも困難だ、こういふ考え方をしている人たちが、安心をしてその生活ができないような危険な状態にあることは、これは仕方がないのだ、アメリカの演習の都合にいたためには、がまんしてもらうのだ、この二つが答弁の中でかみ合つて聞かされてくるので、私はさういふことではなしに、ここにこれは英型原子炉の敷地決定をされたといふ日本政府のさういふ意思も

ある。地域的に言へばこれはさういふ最も危険な区域だといふことが言えるわけであり、交通安全事故ならば、これは標識その他で防止できても、あそこは演習場を移転するかどうかしない限り、あるいは、もう百発百中目標に命中するのであつて、どういふ危険な飛行をやつても事故が起こらないといふ保障のない限り、あの地域は危険地区と目することは私はこれは当然だと思ふのです。今あなたの言つたように、いや、これも保障できない、保障できないならば、その対策は一体どうするのだ、保障のできるまで中断してもらつて鋭意研究するくらいは、危険性という問題から起こる重大事故を予知して、対処するのは当然だと思ふのです。その点であなたの腹のきめ方は一体どこにあるのですか。危険が起こつても仕方がない、一つ米軍と話し合つて、なるべく危険のないように、危険性を除去しよう、こういふような腹があるのですか、どちらなんですか。

○政府委員(丸山信君) これは人生万般のこと、いかなる問題におきましても、人知の及ぶ限り万全の対策措置を講じたとしても、不慮の事故といふものは避けがたい。特に演習場のような飛行場の關係においてこの事故発生を防ぐことは非常にむずかしい問題であります。この方に万全の措置を講じて、その事故発生を防ぐために最善の努力を尽くさなければならぬ、このことを十分に銘記して、米軍とともに対策を講じたのでございませう。さればと申しまして、この演習場が日本国、アメリカ合衆国との間のそのような使用目的、そのもとに協定を結んでおられます。しかも、その重要性

が最も高い地域であるといふようなことから、直ちに返還措置という事態にも至らぬ、と申しましたも、なおこのような状況であるから、演習を中止させるということも直ちにはできかねる問題である、やはり私といたしましては、この演習場の使用目的通り、その区域内にとどめて区域外の事故といふことに万全の策を講ずるのが当然である、かように考えておられます。

○横川正市君 調達庁長官の考え方は、私は、非常に根本問題で私どもと違つているのか、あるいはそのことが平気で行なわれて、あえてそのことがあまり責任を感ずるような、さういふ状態ではないと私の感ずることが、これはどうも状況が現実合つておらないのか、この点はそれぞれの判断にまかせるより仕方がないわけですが、私は今の長官の意見を聞いておりますと、たとえばここでもつて非常に大きな不祥事が起こつて、さうして農家一家が全部ぶつ飛んでしまつたといふ事故が起こつた。これは方に一つの事故で、死んだ人には気の毒だけれども、何とか補償を取つてやろう、しかし方に一つの爆弾をよけるためにあの飛行場をよそに持つていくといふことは、これはどうも自分でも困難だ、こういふ考え方をしている人たちが、安心をしてその生活ができないような危険な状態にあることは、これは仕方がないのだ、アメリカの演習の都合にいたためには、がまんしてもらうのだ、この二つが答弁の中でかみ合つて聞かされてくるので、私はさういふことではなしに、ここにこれは英型原子炉の敷地決定をされたといふ日本政府のさういふ意思も

が最も高い地域であるといふようなことから、直ちに返還措置という事態にも至らぬ、と申しましたも、なおこのような状況であるから、演習を中止させるということも直ちにはできかねる問題である、やはり私といたしましては、この演習場の使用目的通り、その区域内にとどめて区域外の事故といふことに万全の策を講ずるのが当然である、かように考えておられます。

ある。地域的に言へばこれはさういふ最も危険な区域だといふことが言えるわけであり、交通安全事故ならば、これは標識その他で防止できても、あそこは演習場を移転するかどうかしない限り、あるいは、もう百発百中目標に命中するのであつて、どういふ危険な飛行をやつても事故が起こらないといふ保障のない限り、あの地域は危険地区と目することは私はこれは当然だと思ふのです。今あなたの言つたように、いや、これも保障できない、保障できないならば、その対策は一体どうするのだ、保障のできるまで中断してもらつて鋭意研究するくらいは、危険性という問題から起こる重大事故を予知して、対処するのは当然だと思ふのです。その点であなたの腹のきめ方は一体どこにあるのですか。危険が起こつても仕方がない、一つ米軍と話し合つて、なるべく危険のないように、危険性を除去しよう、こういふような腹があるのですか、どちらなんですか。

○政府委員(丸山信君) 演習場の提供を米軍に同意いたしておりました、その演習目的あるいは使用の態様といったことを、その区域内に標的を設けてそこを撃つといふことは当然でありまして、その外に出るというところは、容認のできないこととあります。従いましてこの防止といふことを先般来鋭意続けてきておられます。いろいろやつた施策で、その事故の減少が実例としてあがつてきておると存じますけれども、確かにお話し通り、現在

においてもなお最近二発のものが落ちておる。こういふものでありますので、これを防ぐにはなお一その改善策をはからなければならぬ。これを目下米軍とも折衝してその対応策を検討し続けておるのであります。ただ、返還問題に關しましては、現在までのところは、先ほども申しましたような事情で、直ちにいつごろ返還になるといふ見通しが立つておらないのが事実でございます。この問題につきましては、なお今後折衝を続けていく考えでございます。

○横川正市君 長官はこれから折衝中に、あの地域に最も憂慮すべき事態が発生しない、こういふ確信をもつて保障し得る何かがありますか。

○政府委員(丸山信君) 従来の実例、最近の事情等非常にむずかしい問題でございます。やはり飛行機からの演習でございますから、万全の策、万全の行動に關することでございますから、私自身といえども、絶対にその区域外に今後は事故が起きることにはないといふ保障を申し上げることはできません。でき得る範囲内において、これをとどめるにわれわれは最善の努力を払つておる、こういふのが現状であります。

ある。地域的に言へばこれはさういふ最も危険な区域だといふことが言えるわけであり、交通安全事故ならば、これは標識その他で防止できても、あそこは演習場を移転するかどうかしない限り、あるいは、もう百発百中目標に命中するのであつて、どういふ危険な飛行をやつても事故が起こらないといふ保障のない限り、あの地域は危険地区と目することは私はこれは当然だと思ふのです。今あなたの言つたように、いや、これも保障できない、保障できないならば、その対策は一体どうするのだ、保障のできるまで中断してもらつて鋭意研究するくらいは、危険性という問題から起こる重大事故を予知して、対処するのは当然だと思ふのです。その点であなたの腹のきめ方は一体どこにあるのですか。危険が起こつても仕方がない、一つ米軍と話し合つて、なるべく危険のないように、危険性を除去しよう、こういふような腹があるのですか、どちらなんですか。

はつきりしているわけですが。中曾根技衛庁長官の意見によりますと、全然危険性がないのだというようなことを言っておりませんが、危険性があるかないかというのには、これは事故の起こるまでということであつて、事故が起こつたときに、あああそこは危険なんだと言つてみたところで、これはおそきに失する、重大な問題がそこにあるのだということをお指摘されて、この問題については、なお安全性その他の点について検討するということになつてはいるわけですが、そういうことと合わせて考えてみますと、現在あそこは爆撃地に起つておる問題というものは、単に補償がまあまあがら行なわれたというだけでは、これは当然私たちが納められない。きわめて高い危険度というものがあそこに存在しているのだ、こういうふうには私は指摘をして、この危険度というものを万に一つの危険もなくなつたというくらいに、あらゆる面から検討されて、目標的確に当たり得る可能性があるならば、その方法をとるべきであるし、それがなければ、その危険性を除去するための研究のできるまで、ないしは換地のできるまであの地域の演習は注意をしてもらう、こういう考え方があつて初めて、アメリカとの間の日米合同委員会で地域を守るものの立場としての折衝の態度というものもがきまるのじゃないか。それが非常に不明確だと私は思うわけでありまして、私の判断が間違つておるのか、あなたの言つておることが、また言葉が足らなかつたので言い足りないのか、その点をつまづ明確にしたいだきたいと思ひます。

○政府委員(丸山信吾) 基本的な考え方といたしまして、事故が起つても補償があればよろしいというふうなことは毛頭考へておりません。繰り返すようでありまして、演習場の区域内で済むようにしたい、区域外のところに落ちるといふようなことは、容認できないことではありますので、これを絶対に防ぐところの措置、いろいろの使用状況というものの現状を検討して、その改築策をはかつて、それならば演習区域の外に迷惑を及ぼすことがない、こういう事態にいたしたいというところで先般来鋭意努力を続けておるのがあります。ただ、先ほど申しましたように、そのようにしてもなおかつ絶対にならないということの保障ができるかという点になりまして、人間の処置がそこまでのことを、私、調達庁長官としてもそれまでに断言することができない。しかしながら、何か演習場の外に落ちるものは防ぎ得るところの方法、あるいはやり方というものがあつて、今までの実例の原因等をつぶさに調べてその結果の改善をはかつていく、これによつて最善の使用状況にいたしたいと鋭意努力をいたしておる次第でございます。

○横川正市君 私、あの地域における安全性を確保するための方策というものが、今長官の言われたようなことでは、完全だと納得をして、そしてこの問題がおそらく将来再燃して責任を問われるような事態が起きないだろうというふうには、どうしても判断することはできないわけでありまして、少なくとも私はあそこに発電炉が設置されるのだと、こういうことが決定をされて、なおかつたとえは答申案の大体の方向として出されております三つの条件というのを見てみましても、これも決してその危険が全然ないのだ、こういうことで安全度百パーセントと決定したようには、私は文章上もとれないわけでありまして、そういう点から考へてみて、私は必要以上の要件としてあそこへ発電炉を置くということになれば、必要以上の要件としてあそこから爆撃地の方を除去すべきである、この要件が満たされるということ、これはやはり最大の要件だろうというふうには考へるわけでありまして、そういう点から今の答弁では納得はしませんが、将来私は最も不幸な事態が起こることをこれは懸念せざるを得ませんけれども、当面としては、それをあなたの方で何もできないということであるから、また別の、それぞれの関係者に関連をして質問をする、こういうことで私は一応この問題については、質問を他日に留保して終りたいと思ひます。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記をとめて。
午後二時二十七分速記中止
午後二時四十二分速記開始
○委員長(中野文門君) 速記を起し。
○矢嶋三義君 防衛庁長官、午前中に引き続き少しこまかに聞いて参りますからお答え願ひます。時間の関係上、私も簡単に伺ひますが、あなたの答弁も簡単にお願いしたいと思ひます。
まず伺ひたい点は、左藤防衛庁長官、伊能防衛庁長官、あなたの前任者ですが、そういう方々が防衛庁長官であつた当時の防衛政策をあなた踏襲されておられますか、おられませんか。
○国務大臣(赤城宗徳君) もちろん踏襲いたしておりますが、国際的、国内的事情によつて変わるものであります。政策としては、大綱はずつと踏襲いたしております。

○矢嶋三義君 岸内閣として政策が変わつた場合別ですが、そうでない場合における情勢下における前長官の発言については、あなたはそれを引き継いで責任を持ちますか持ちませんか。
○国務大臣(赤城宗徳君) もちろん、前長官の発言に対しても、私が責任を持つというものは、私がそれよりも上の人でないのですが、防衛庁としては責任を持ちます。
○矢嶋三義君 もう一つ伺ひますが、あなたの部下の防衛庁内局その他あなたの部下の発言に対しては、長官として責任を持ちますか持ちませんか。
○国務大臣(赤城宗徳君) もちろん責任は持つわけでありまして、衆議院の質疑応答を傍聴しますという、八千フィート程度の滑走距離でよろしいのならば、今直ちに日本のすべての飛行場は使える、こういう答弁をしていまして、八千フィートの滑走路を持つておる飛行場は幾つありますか。
○国務大臣(赤城宗徳君) お尋ねが間違つておると思ひます。衆議院ですべての飛行場が使えるというところは、私申し上げておりません。日本の飛行場で使える飛行場がある、そして八千フィート以上で使える飛行場は千歳、小牧であります。

○矢嶋三義君 三十二年十月二十三日本委員会における佐藤空幕長の答弁では、八千フィートの飛行場を持つておられますか、おられませんか。
○国務大臣(赤城宗徳君) 浜松の飛行場は七千八百フィートであります。八千フィート以上だと佐藤空幕長が言つたのは間違ひであります。
○矢嶋三義君 そこで伺ひます。佐藤空幕長は八千フィートの飛行場でロッキードの使える飛行場は日本では浜松だけだと、だからロッキードは適しなくて、グラマンでなければならぬのだと、かように本委員会において証人として証言し、われわれを説得しては、このことに対して防衛庁長官としてはどういう責任をとりますか。
○国務大臣(赤城宗徳君) その速記録を私見ておりませんが、その通りだとすれば……。
○矢嶋三義君 その通り読んでいます。○国務大臣(赤城宗徳君) 間違つて報告したということになります。
○矢嶋三義君 いや、いやしくも航空幕僚長とも申すべき人がですね、委員会に出席して速記をつけてこういう間違ひの説明をして、そしてつたれわれに対して責任をとるということについては、長官として責任をとらなくちゃならぬ。いかがですか。
○国務大臣(赤城宗徳君) 私は速記録を持つておられますが、浜松は七千八百フィートですから、大体八千フィートで使えるだろうということではなかつたかと思ひますが、正確にそれだけだと、従つてロッキードはだめ

だという結論を、そのことだけで出したとは思いません。大体使えるという答弁でなかったかと思えます。なお調べてみます。

○矢嶋三義君 門叶官房長は同席しておつたはずだ。浜松以外は使えない。浜松ただ一つだという答弁。そういふ、何ですか、あなた方は国会に来て虚言を吐くのですか。その時と場合で、国会議員を説得するのに都合がいよいよに、そのつどごあなた方は都合のいい答弁をするのですか。許されざいまして、あとは拡張しなければ非常に困難でありますと、かように答弁しておる。門叶官房長は同席しておつたはずだ。事務次官にかわつてお答へ願います。

○政府委員(門叶宗雄君) 現在八千フィート以上の飛行場は先ほど長官がお答へになりました通り、千歳、松島、小牧、さらに浜松におきましては大体七千八百フィートでございますので、まあそこら辺の飛行場は八千フィート程度と見るのが適當ではなからうかと思えます。なお、佐藤空幕長が八千フィート以上の飛行場は浜松一つということを申しました点につきまして、私だいたいのところはつきり記憶いたしております。

○矢嶋三義君 記憶も何もありません。十月二十三日参議院内閣委員会の第五号、その四ページにはつきりと速記録に残つておる。まあ、あと質問があるから渡すわけにはいかない。これは事実だったならば、あとで長官何かお答へいたしますね。速記録を見せませうから。

○国務大臣(赤城宗徳君) お答へはします。

○矢嶋三義君 これはあとで見せませう。佐藤空幕長、これはこの防衛庁長官の部下であり、しかも、航空関係については最高責任者ですが、ちよつと速記録を読んでみますから防衛庁長官聞いておつて下さい。「操縦者に関するいろいろ研究させますと、この104の操縦性、運動性といふものは、グラマンの戦闘機と比べますと、どうしても落ちる。われわれ操縦者が飛ぶならば、やはりこのグラマンを飛ぶということをや、航空自衛隊の現在のパイロットが、そういういろいろの技術的要素を検討いたしまして、検討した結果においてそり申しております。アメリカにおきましては、機種は非常にたくさんございまして、パイロットも五万数千人というパイロットを擁しております。その中からF-104というよりな飛行機に乗れますパイロットは、選ばれました優秀な戦闘機パイロットをこれに充てることできますが、日本におきましては、ほとんど大部分のパイロットが、主力の戦闘機としての飛行機に乗れないやなりません。すなわち、ごく平均のパイロットが次期戦闘機に乗るといふことになりまして、われわれといたしましては、安心して信頼のできる飛行機、操縦者が、これならば安心して乗れますという飛行機を選ばなければならぬ。「こういうようによいこと、ロッキードを否定している。さらに「ロッキードの104が本年一月米空軍に採用されましたから、なおかつ重大な事故が起きておられます。」「米空軍におきまして、テスト・パイロットであるいはきわめて優秀な第一人者と

いわれるパイロットですら、免れ得ない事故というものが、正式に採用されましたから後において起つております。」「こういうふうによいことと書いてある。そうして「われわれは次期戦闘機として、日本の国情に合う飛行機としてグラマンの方がよろしい。」と結論を出したのだと自信を持って述べている。これは昨年の十月二十三日です。衆議院の決算委員会の昨年の九月二十六日の速記録では、佐藤証人はそれで私はエドワードの飛行場におきまして実際にこの飛行機のよく飛ぶ状況を見て、飛行機の性能、その他を十分確認しております。」「こういうふうによいことと書いてある。これはどうですか。何らデータが変わることなく変わった理由を納得できるように説明しなくてはならない。私は午前中あなたが衆議院の予算委員会でお答へをあげて、開発されたという数字は、もうすでに前もって資料でいたしているとお申しましたが、日付をいいますならば防衛庁の三十三年十月四日の資料、それに開発されたとしてあなたが述べている数字は、全部これに出ています。滑走距離から航続距離から全部出ている。そしてこの佐藤空幕長が証言をしたのは十月二十三日、この資料の出たあとです。どういふふうによいことと説明するのですか。お答へ願います。

○国務大臣(赤城宗徳君) お断りしておきますが、今の報告は十月だということでありまして、調査団が帰つてきましたのが十月の二十六日であります。(冗談じやない、一年も遅いませう。とつぶやきあり)一年も遅いませうから、一年たつたときとそのときとはよほど違います。資料はたとえ同じものもありました。資料が同じものがあるとなれば、それは現地で乗つた者が確認したものです。また資料以外のもので発見したと、こういうことでもあります。たとえば今操縦性等についても、現実に乗つてみますというところ、ゆれが少ない、すなわち飛行の安定も良好である。座席内の装置の計器がよく整備されておつて、飛行前、及び飛行中の点検が容易であるというふうなことも判明した。それからまた、自動防衛装置の機能が非常に良好であつて不安がない。あるいは資料の通りでしやうけれども、ほかの機種と比較してそれほど困難を感じない。こういうことが調査の結果判明したのであります。ですから、去年の十月の報告よりも、一年後の現地で調査した報告の方がこれはより信頼してよろしい、こういう観点に立つておられるものでございませう。

○矢嶋三義君 ロッキードを否定する理由として出された数字が変わつていないということなんです、私は。ところが、あなたは鬼の首でも取つたように航続距離はこうなつたのだ、それから滑走距離がこういふふうになつたのだ、だの鬼の首を取つたように他院で答弁されている。その数字といふものは、新たに出したのではなくて、もう一年前からここに出された資料であつたわけです。エンジンにしても、104Cになつたのは、7型のエンジンをつけたわけです、3型を7型に。それはもう三十三年十月二十八日高山技術課長が本院でちゃんと述べた。エンジンがとまりました危険の場合、飛行場へ無事に戻つてこれらというふうな点とか、エンジンのとまつたときの着陸

の問題とか、いろいろそういう保安上の問題は、やはり飛行機本体が変わつておられないので、依然としてそういう点が変わらないという結論が出ておりますので、従来の別に結論に対して修正を加えるような点は発見していません。」「F-104Cは依然としていけないのだということ高山という技術課長ですが、これはちゃんと述べてある。その当時からこの脱出装置のボタンを押しますと、ぼーんと操縦者が放り出されるわけですが、下では危険だといふので上につけるといふことを言つておられるわけです。ところが上につければ、私はスピードその他に変化がくるとおもう。これはまだわからぬ、未知数でしょう。飛行機の母体が変わらないのですから、速度とか危険度は変わりませう。ただそのときに飛び出るといふば助かるかもしれない。しかし一機四億数千万円する飛行機がぼろりぼろり落ちるといふことには、それには変わりがないわけなんです。そういうことを本院でも防衛庁のあなたの部下から述べているのですよ。財政的に落ちたは困る、パイロットの人命も大事だ、だから安全度から云々と云つて証言している。だからその安全度がどのくらい変わったかといふことは、去る六日の国防会議で決定して以来、何ら納得するような説明がなされてない。従つてデータによるのでなくて、政治的にこのロッキードをきめた断定せざるを得ない。ロッキードにすれば、河野一郎さん、川島さんは満足なさるでしょう。それでしよ。岸さんは新三菱さんにいけばいいのでしよ。あなたは岸さんのそういう大きな使命をおびて防衛庁長官になられた。これは世論で

そういうふうな認めて。だから私が予言した通り、ロッキードになれば、川崎航空に行くはずが、それが岸さんの関係でロッキードになって、河野さんの顔を立てて、しかも製作の方は新三菱にいくであろう。ここにクロスにいくであろう、そういう政治的決定がなされるであろう、これを私は予言しておいたわけでは、たせるかな、その通りになったのじゃないですか、こういうことは私は許されないと。お答をお願いします。

○国務大臣(赤城宗徳君) せつかくの御議論ですが、それは矢崎さんの独断です。私の方は再々申し上げて参りましたように、調査団を出して、その調査団の調査報告を聞く以外には、公正なる判断はできない。これ以上これをくつがえすべき資料は、私はないと思えます。ですから私はこれはグラマンに出るか、あるいはコンベアに出るか、あるいはロッキードに出るか、これは私は予想はできなかったわけであり、また、予想する必要もありません。また、予想することでもありません。政治的に今名前をあげられましたが、そういう方がどう動くかを、私は承知していません。また、いろいろうわさ等も聞いております。聞いてはおりますが、今度の機種決定だけは断じてそういうような要請や何かによつたわけではありませぬ。岸総理からも、私はそういう指示は受けておりませぬ。この点はいろいろうわさがありませぬけれども、私は今お話ししたようなことで、今度の機種を決定したのではないということをはっきり申し上げておきます。

任が生じて参りますよ。昨年、衆議院の決算委員会が証人として出席した河野一郎氏並びに川島幹事長、この二人はこういうことを証言してありますよ。グラマンになったのについては、防衛庁に疑惑が持たれている、だから疑惑を掃蕩するために防衛庁以外の人で検討する必要がある。これを肯定することになりやしませんか。ものすごいことを証言してありますよ、川島さんは。川島並びに河野一郎両氏は、日付を申し上げておきますが、昭和三十三年九月九日衆議院の決算委員会での要旨のことを証言してあります。この防衛庁にはまかされたい、疑惑がある、だからこの防衛庁を除いた会で検討する必要がある。それで参考人を入れて検討するように今井事務次官、それから国防会議の広岡事務局長に指示したが、どうもメンバーが適当でないから、メンバーをかえてもう一べんやれと注意をしたのだ。そういうことを私が今表現した以上に、もう少し辛らつな言葉をもちつて証言してありますよ。たとえば一つ申し上げますと、防衛庁は疑惑を持たれたのでありますから、防衛庁の影響力のない委員会を作つてもらいたいということがあります。川島幹事長は言つておられる。そして今度これを見ますと、ロッキードがよろしい、グラマンはだめだったという事になりなれば、河野一郎、川島証人が衆議院で証言したことを裏づけることになりなすよ。これに対して一体防衛庁の内局はいかなる反論をしようとするのか。いかなる責任をとろうとするのか。源田報告は六日の夕刻なされて、防衛庁の内局に対して約二、三時間説明がされたというのを伝えられている。承わつた

だけではないか。それに対して質疑応答は何十分程度しかやつていない。三、四年にわたつたこの問題で、国家でこれだけ問題になつて、国会議員としてこれだけ質疑応答した問題を、グラマンがロッキードになるにあつては、防衛局、装備局これら内局を中心にして徹に入り細にわたつて少くとも数日間わたる検討をして防衛庁が結論を出すならばわかるけれども、単に調査団長の源田君の説明を二、三時間聞いて若干の質疑をして、直ちにその晩防衛庁の庁議をきめるといふ態度はどうしても了解できない。この点については、何らかの防衛庁長官の上司としての圧力何か加わるか、あるいは内局のだらしないさ、無責任さ、いずれかだと思ふ。きよは今井事務次官はお母さんが御不幸でおいでになれなかつた。加藤防衛局長は深いゆゑあつてお見えになつていない。従つてこの点については、まず門叶官房長にお答えをいただきます。門叶官房長にいたゞいて、それから大臣の答弁を求めます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 門叶官房長が答える前に、私の方からお答えいたします。源田報告を聞いてから三時間近い時間で庁議をきめたことは事実であります。事実であります。源田調査団は二十八日検討したのです。七十日検討いたしました。三時間できめた、二時間できめたといふことだけではございませぬ。調査団が現地において探検したのが七十日です。非常に熱心にこれは検討して、七十日検討してきた結果であります。その前におきましたも、防衛庁の内局におきましたは、白紙還元もされましたし、それ

から、その前にも国会等でいろいろ御議論がありました。この点につきましても、いろいろ検討してきました。そういう検討を重ねた結果の三時間でございませぬ。質問も出ました。そういうことでありますから、たつた三時間だけできめたのはありませぬ。七十日数日も乗りこなしたそういう意見が、非常に重要な要素でもあつたといふことをお含みの上に御了承願ひたいと思ひます。

○矢崎三善君 ちよつと官房長が答弁する前に……。その点はわかつていますよ。それは私はわかつています。しかし、あれだけ責任と自信を持つて国防会議に具申をし、内定をし、その後国会においても対処して参つた内局が、グラマンからロッキードになるにあつたのは、数字的な膨大な資料があると思ふ。それらを質疑応答するのに少くとも数日間は要すると思ふ。何がゆゑにそういうことを要求しないかといふことですよ。そういう要求をしないので、源田さんの報告があつて、アメリカへ行つて何十時間乗つた。それで報告があつた。そして、その晩わずかな質疑応答で庁議を決定する。それは無責任じゃないか。いろいろデータに行わるべきです。どういふわけやらなかつたかといふことを聞いています。高山技術課長がおつたら出なさい。高山技術課長は、この前重大な速記録を残している。私はあなたにそれほど自信があるならば、あなたの速記録を五カ年間とつておくから覚えていらつしやいと云つて別れた。ところが、五カ年どころか、半年でくつと交つている。それならば、源田

調査団からロッキードと出たら、たとへば、高山、あるいは加藤防衛局長にしても、この数字はどうなのか、価格はどうなんだと検討していけば、一時間か二時間でできる問題ではないですよ。防衛庁長官、失礼ですけれども、あなたはそれを抑制したのでしょ。それがいけな。

○国務大臣(赤城宗徳君) 再々私は申し上げておるのですが、どうも御了解がないのは残念です。抑制いたしません。源田報告の中に、問題になつた点なども、相当詳細に報告がありました。それから内局からも質問があつたのです。その質問に対して明確なる回答を与えられるということになれば、乗つたことないのですから、操縦したことないのですから、その回答を信頼するよりほかに手はない。時間が長かつた、短かつたといふ問題ではないと思ひます。はつきり要点については説明もあり、質問もしたのであります。それから重ねて申しますが、私抑制いたしませんから、それは内局に、列席した人にお聞きになつてもわかりませんが、決して抑制いたしません。

○政府委員(門叶宗雄君) ただいま大臣からの御答弁の通りでございます。申し上げて、われわれといたしましても、次期航空機の問題が一たん白紙になり、権威ある調査団が詳細なる調査をいたして参つたのであります。その調査の結果を信頼し、庁議を終つた次第であります。なお、その間においては、今まで大臣からたびたび御答弁がございました。その点につきましても、それぞれ担当責任者から質疑応答が取りかわされましたが、いずれも源田調

査団の報告に満足した次第でございます。

○矢嶋三義君 官房長は何のかんばせあつてこの委員会に出席してそういうことを言われるのですか。重ねて私は伺ひましよう。さつき私が指摘しましたこの衆議院の決算委員会の速記録第九号、これ河野、川島両証人が防衛庁を徹底的に疑惑に包む証言をして居るのです。あなた方を排除して検討する委員会を作れということまで言つて居る。いよいよグラマンがだめになつたということになると、それを立証することになると思ふ。これに対して内局は何と反論をするのですか。それからまた、従来本委員会であつたものの質疑に答えたそれらの点は、非常な矛盾がありますよ。だから良心的な加藤防衛局長は出席しておられないのだと思ふ。僕は常々言つて居る通りに、あの加藤という人はりつぱな人ですよ。これはおせじを言つて居るのではない。それは、自分が今まで衆参の委員会ですべたことを振り返つてみれば、出席できないと思ふ。僕は加藤さんがどういふ顔をして出席しておられるかと思つて衆議院の予算委員会に行つてみると、加藤さんはお見えになつておらぬ。小松委員が質問していましたが、長官は数字に困つて居た。門下官房長がかわつてメモしておつたが、的確なメモはできなかった。それからさらに衆議院の内閣委員会に今度は加藤さんがお見えになつて居るかと思つて行つてみたところが、加藤さんは出席して居ない。そこで、私は若干アンテナを張つてみたところが、加藤さんは非常な責任を感じ、苦慮して居るのだというところがアンテナにかかつて居る。は

たせるかな、けさの読売の朝刊に、ほかの新聞にも出て居るかも知れませんが、加藤局長は辞意を表明した、しかしきよらはずを引いたということ、出席して居ないという言ひを言つておられますけれども、これは真相だと思ひますけれども、これは真相であるに防衛庁の内局あたりの責任ある地位において働かれる人だつたならば、すべからず加藤局長のような態度でなくちやならぬわけですよ。申し上げにくいことをあえて申し上げますが、何のかんばせあつて門下官房長はそういうことを言われませんか。さらに、これに関連して広岡事務局長に伺ひましよう。このグラマンがよろしいという資料を作成するための、それだけの代償として天川勇なる人物に十万円を渡して居るでしよう。これはあなたがたが国会において証言したところですよ。それ以外に、天川勇氏から何回も講演を聞いて、それに対して数十万円の謝金を支出して居る。そして、週聞誌でも報ぜられたように、天川勘定で、大蔵省の吉村主計官以下関係の公務員諸君が、紅馬車その他銀座から赤坂、新橋の料亭で、あるいはキャバレーで飲んで歩いてたということも、国会の審議において明確になつて居る。その天川氏に出した十万円なんというものは、全くでたらめだつたということになるじやないですか。これに対して、国防会議の事務局長にも私は責任があると思ひます。どういふ現在心境でおられるのか。あなた方は行政責任を負わされて居るのですよ。これは赤城さんにあつては何いですが、従来は国防会議が全責任を持つて居るわけですよ。とこ

ろが、このたびは防衛庁で決定したことを国防会議で承認するのだといつて、全責任を防衛庁側に持つて居つて居る。従つて、内局の責任というものは倍加して参りましたよ。従つて、行政責任はその角度から言へばあると言つて居る。この点は、今の答弁があつてからさらに防衛庁長官に伺ひますが、少し、防衛庁の内局としては責任を感じないのか、あるいははたしなないのか、いずれかであると思つて、私は遺憾に思つて居るわけですよ。責任あるお答えを願ひます。

○政府委員(門下官房長) 事務局といたしましては、その時点々々におきまして、あと限りの資料を整えて検討を加えて参つたつもりであります。なお、これらの点につきましては、さらに十分考慮をいたしてみたいと思つて居ります。なお、加藤防衛局長欠席の点につきましては、先ほど申し上げました通り、九日からお休みのついでにおる次第でございます。

○政府委員(広岡事務局長) 機種の問題につきましては、事務局といたしましては、防衛庁が慎重に検討された結果の資料を私どもの方へ送られて参りましたから、事務局の機能とその仕事の範囲におきましては、私も防衛庁からも直接何かと意見を聴取し、また説明を聞きまして、またできるだけ勉強をしてその判断の資料に間違いなからしめるということが、私どもの重大な仕事であるという認識に立ちまして、その中の一人といたしまして、先ほどお話をいたしました天川勇氏が飛行機の問題について、しかも、精密なるエレクトロニクスでありますとか、そういう点についてかなり詳しい資料を持つて居る

というようにございまして、何らかの参考として、その性能を検討いたします際の方法論として、どういふうちにこれを考えていつた方がいいかという点について意見を徴したのであります。その程度でございます。これをもつて直ちにこの機種を事務局がきめるといふようなことはございせん。また、御承知のように、今の事務局は関係各省も事務局に参画をいたしております。その組織の上から見ましても、単なる一個人の意見がその機種選定に重大なる影響を与えるようなことは絶対にあり得ないのであります。従つて、その報酬として、先ほど申し上げましたように、十万円は支出をいたしましたけれども、それがただいまのお尋ねの中核をなして居ることと思われまます機種選考決定に重大なる影響を来たしたというようなことはなかつたということ、この機会に重ねてはつきりと申し上げておきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) それでは心算記録で示しなさい。

○国務大臣(赤城宗徳君) それでは心算記録で示しなさい。

○国務大臣(赤城宗徳君) それでは心算記録で示しなさい。

○国務大臣(赤城宗徳君) それでは心算記録で示しなさい。

○国務大臣(赤城宗徳君) それでは心算記録で示しなさい。

○国務大臣(赤城宗徳君) それでは心算記録で示しなさい。

○国務大臣(赤城宗徳君) それでは心算記録で示しなさい。

○国務大臣(赤城宗徳君) それでは心算記録で示しなさい。

○国務大臣(赤城宗徳君) それでは心算記録で示しなさい。

るのである。防衛庁は今までああいう資料を出してやって、今度は防衛庁がきめたから、そこに行政責任というものが大きく出てくる。国防会議で承認した。国防会議は責任をどうとしない。単にだと思ふ。確かにこの主力戦闘機の問題をいずれを採用するかという事は、国防会議にかけなくともいいじゃないかという事は、本院では今は議席を持たないが、八木幸吉君が質問しました。個人的には木村篤太郎君がそういうことを言っています。しかし、その質疑に対して左藤防衛庁長官以下何と答えたかという事、主力戦闘機の採用というものは、これは一つの大きな国防政策だ。しかもこれは価格の問題がある。国家財政に影響があるのだから、防衛庁だけできめるのは不適当だ。ただ飛行機がよければ値段はどんでもいいというものは、ない。価格というものはあわせ考えなければならぬ。機数も考えなければならぬ。従って大きな政策的な問題であるから、国防会議にかけするのが妥当だ。しかし、その根拠を示せ、こういう工合に入木幸吉君が質問しました。ところが、当時の防衛庁長官は防衛庁設置法第四十二条第二項の五号、「その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」この五号を適用してそして国防会議できめなければならぬ。かように防衛庁長官は答弁して参つたのです。何がゆえにあなたはここで急に突いたのか。だから今度の国防会議は、価格のことはあとで社君が聞きたいというから深く聞きませんが、価格をきめないでやって、この今までの記録を見ますと、変転として価格が変つてきていますよ。雲をつ

かむようだ。そういうことで一体国防会議は責任が果たせるのですか。それは単に防衛庁できめた。国防会議は責任回避のような形で、防衛庁できめたのだから、それを承認したのだ。過去の経緯からいっても、男のとるべき態度でない。この戦闘機の問題はあけて国防会議の責任問題ですよ。別してその議長である岸内閣総理大臣、岸国防会議議長は責任はきわめて重大ですよ。これは徹底的に追及するつもりです。これは事務当局の責任の何倍も大きいのですよ。それを今までの防衛庁長官の本院におけるところの答弁をくつがえて、ただ防衛庁がやったのだ。承認しただけだ。価格もきめないで決定する、無責任じゃないですか。そうすると国民の側から見ますと、国防会議に政治的責任もなければ、これだけ混乱したデータを出したところの防衛庁内局についても行政責任はない。そして飛行機は河野一郎さんが非常に希望し、またこれをバックアップしている川島幹事長さんの希望するロッキードになった。製作会社は岸さんが最も縁があつて希望しているところの新三菱にいつた。みんながいい顔になつていいことをして、国民の立場になつたらたまらないですよ。という事は、過去の速記録を通過するといふと、そういう結論が出てくる。何人もこれを否定することはできない。いかがですか、防衛庁長官。

機数という点は、国防計画の中にも入る問題でありますから、これはやはり国防会議の議題になつてしかるべきじゃないか、こう思ふ。ですから前の防衛庁長官がお答えしたことも、その両方を含めていいます。しかし、私は機数だけはこれはやはり社委員が言われまして通りに、もとに戻すべきものだといふ主張だものから、今度は防衛庁の責任においてきめた、こういうことである。でありますから、機数であるとか、価格の点については、これは国防会議で論議されました。決して論議されないわけではございません。しかし、ほんとうの価格というものはこれは契約してみなければ数字は出ません。これはこの間も申し上げた通りであります。大体の予想の価格につきましても、幹事会におきましても、あるいはまた国防会議におきましても検討いたしました。検討いたしました。価格においても実際に契約いたしました。見方によつて違つておる点があります。それからまた公表いたしました。いろいろの表いから契約上に差しきりもないわけではあります。という事は、この間も矢嶋委員からお話がありました。多額の金をかけるのは、やはり税金ですから、私も非常に安くしたいと思ふ。しかし、これはアメリカも負担する金でございます。アメリカの国民でもやはり負担することは、なるだけ少ない方がいいと思ふ。そういう点によりまして価格等についての折衝のまだ余地があります。近くそれは決定したいと思ふ。その価格の公表は差し控えてもらいたいということ、こういうことをこの間の

委員会でも申し上げました。そういう論議はもうろん国防会議でもつてされたわけがあります。

○矢嶋三義君 価格のことはちよつとあまり深く触れませんが、国防会議で十分やらなかつたといふことは、私は非常に不満であり、疑念を持つ。昨年八月ロッキードが出した、これは間違いないく厚意をさせるでしょうね。グラマンはだめだ。ロッキードを川島さん、河野さんを通じて売り込むとき、ホテル・テイトで八月七日と九日防衛庁側の今井さん、加藤さん、高橋防衛第一課長とロッキード側のハル社長、ハモンド副社長以下防衛庁の十数人の幹部と二日間わたつて会つて、これは私の要求に基づいて防衛庁が出した資料です。この売り込むときに、ロッキード社はどういう資料を出したわけですか。安くできると言つて、これは当然私はロッキード社は責任を持たなければならぬ。これを逸脱した契約とか価格というものはあり得ない。この中には約七十五万六千ドルという言葉も書いてある。それから日本航空機工業界の現有設備でできるといふようなことを書いてある。いつまでに納入できるということも書いてある。それからさつき問題になりました。脱出口についても書いてある。超音速飛行機から無事にパイロットが脱出できるよりに、上部射出ロケット素子の座席が準備されているとちやんと書いてある。これは昨年七月から八月にロッキード社が防衛庁に出した資料です。そこで衆議院の決算委員会でも、河野さんの子分格である方がいろいろ資料をもつてロッキードがいいのではない、ロッキードがいいのではない

いか、こういう質問を展開したときに、防衛庁長官以下防衛局長、装備局長は口をそろえていけないのだということも主張し続けたわけですよ。何も源用さんが行つて初めて出たのではない、価格の問題についてちやんと書いてある。脱出口のことについてもちやんと書いてある。これを通じて織り込んでいられるわけですよ。従つてかりにロッキードとなつた場合には、ロッキード社はこのプリントについては責任を持つべきだと思ふ。持たすべきだと思ふ。それでなかつたら、あなた方はわれわれ国会にこういうものを資料として出すべきでない。責任を持つてこれをロッキード社に履行させますか。しかるに、あなたは百万ドル以上あるいは三サールを付ければ百三十万ドル程度になる、予備部品を若干つければ百五十万ドルぐらいになるだろうというものが伝えられている。ゆゆしき問題です。機数がロッキードになりさえすれば、あるいは新三菱さんに契約が行きさえすれば、値段はどんでもよろしいのではないかと、いろいろな邪推を國民はしますよ。お答えを願ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 昨年資料を出したときにそうなつて、いるようであります。今私の聞いていることは、昨年の八月ロッキード社が防衛庁に提出したものに、よれば三百機の場合は七十五万六千ドル、二百機の場合は七十九万、こうなつておられますが、これはロッキード社が独自の見解で、日本で国産した際の諸条件について防衛庁あるいは国内製造業者等に意見を求めることがなくして算定したものである、こういうことになつております。それでそれには全天候性という

ことになっていない、こういうこと
でございませぬ。しかし、それはかりでは
ありません。実は私は六日の国防会
議にも参加してございました。そのとき
に価格の点も問題になりました。その
ときの価格は百七万四千ドル、こうい
うふうになっておるように記憶いたし
ております。ですから今年の六月には
相当変わっております……。

○矢嶋三義君 それでそれでいいで
す。その問題はあとで辻委員がありま
すから深入りしません。先ほどの話に
戻しまして、防衛庁長官が前防衛庁長
官の発言について責任を持つというな
らば私は伺いますが、左藤前防衛庁長
官は、昨年の九月十六日衆議院決算委
員会に出席してこういふ証言をしてい
る。よく聞いておつて下さい、あなた
の最近の答弁と非常な食い違いがある
から。「一党の幹部から104Cについて、
これは非常にいいものだからして、も
う一度十分語を聞くように、どうも前
のときには104Aの方は聞いていない
Cについてはあまり詳しく聞いてない
ようだから、少しでも海を残さない
ように念を入れて、一応ロッキードも
日本に来て説明をしたいと熱心に言っ
ているんだから聞いたらどうだ、とい
うことがございましたので、念を入れ
る意味におきまして八月の七日、九日
でございましたか、私は出席いたしま
せんでしたが、私どもの幹部の者が二
回にわたりましたロッキード社から説
明を聞いたのでございます。しかししな
おいけないということが出たと言つて
いるのです。さらにその重要な左藤前
防衛庁長官の発言としては、昨年の九
月二十九日日本委員会においてロッキ
ードを排撃しグラマンを支持する立場か

ら、約三ページにわたつて述べている。
冒頭にこう書いておる。「少し長くなり
ますけれども、この機会に詳細に一つ
申し上げたいと思つて」といふこと
から書いて、そしてあなたにぜひ聞
いてお答え願わなければならぬところ
は、こう書いてある。「防衛庁としては、安
全性の点からF-104は望ましくない
と考へたのであります。なお、F-104
につきましては、性能向上型としての
F-104Cについて十分な検討を行い、
さらに八月には、日本向のF-104Cに
ついても会社から説明を受けていろ
い検討いたしました。われわれとし
ては内定当時と同様の見解を持つてお
るのであります。」こういふ答弁をし
てその裏づけとしてさつきから言つて
いるこういふ資料を出してきておりま
す。そうしてこの数字と、あなたがこ
の二、三日国会で答弁している数字は
変わつていない。ところが、あなたは
源田さんが乗つて見たのだから乗つて
見たのだからと、それではパイロット
のつけた採点表を公表しろと言つと、
秘密事項とおつしやる、だからこの点
は私はいずれ源田さんにも直接聞きま
しようし、かつ国会議員が持つてい
る調査権と議院権に基づいて憲法と
法律の定めるところによつて、あくま
でもその資料をたとえ秘密会にならう
とも、私は要求するわけなんです。こ
の前防衛庁長官の発言に対しては、防衛
庁としては責任を持つべきです、長
官以下自民党が責任を感ずべきです
政治的並びに行政的責任を感ずべきで
す。これは国防会議の議長責任とは別
個にあなた方が責任をとるべきものだ
と思つて、赤城長官の答弁を求めます。
○國務大臣(赤城宗徳君) 何回も繰り返

返して申し上げるのですが、左藤防衛
庁長官が御答弁申し上げたときには、
そのときに集まつた最大限のできるだ
けの資料を中心として検討した結果、
それがよろしいだろう、こういふよう
な結論が出たのでありますから、その
通り良心的に御報告することは、これ
は何もとがめる必要もありませんし、
これは当然であると思つて、しかし
何回も繰り返して言いますが、いろ
い問題もあつたり、疑問もあつたり
から、調査団が出まして、疑問のある
ような点を、あるいは問題になりまし
たような点を特に注意して採録し、検
討いたしました結果、前の実際に採録
してないで検討したときと現実には違つ
ている、そういう点から最終の結論を
出したのでありますから、そのときに
おいて集め得る資料によつて検討した
ことも、それはそれ以上の検討の方法
はなかつたから当然だと思つて、そ
れから今度は一番欠けているのは、採
録したためしがないといふことであ
ります。そうして採録いたしました、そ
のはかの問題になりました点などさら
に再検討いたしました、再検討の結果、
自信を持つて推薦できるといふF-104
Cを決定することに相なつたのであり
ますから、その点は御了解願ふと思
ふのですが、どうも御了解願ふなけれ
ばしようがないが、私ははつきりして
いると思つて。

○矢嶋三義君 時間がなから、午前
中軍事顧問に問ひ合せて答えるよ
うに要請した点にお答え願ひます。す
なわち、米国防務省が有人戦闘機の開
発を中途においてやめてミサイル体制
に切りかえつたといふ点について
お答え願ひたいと思つて。

○國務大臣(赤城宗徳君) 顧問団に照
会いたしましたところ、F-108は目
下調査中であるといふことでありま
す。原子力飛行機は開発進行中であ
るが、詳細については不明である、こ
う言つておられます。なお念のため私、
源田空幕長に聞きまして、F-108は
発注を一時中止しているように聞いて
おります。しかし106あるいは105、これ
はほとんど開発している、これはよけ
いなことではあります、そういうこと
を源田空幕長から聞きました。顧問団
に対しての照会の結果は、前段申し上
げた通りでございます。

○矢嶋三義君 この点はやや専門的に
なつて時間がかかるから、次回に譲り
ます。この今から日本がジェット有人
戦闘機を開発するといふことは非常に
ベイスが合わないんです。むだ金にな
ります。この点は時間がかかりますか
ら、きょう割愛します。それからコン
ペアーとグラマンとロッキードの性能
の問題、これが相当時間がかかるわけ
ですが、これも本日は保留いたします。
で、これから辻委員から質疑があると
いいますので、最後にさつきお見せす
ると約束しました速記録をお見せしま
しょう。これははつきりこういふよう
に書いてある。

(速記中止)
○委員長(中野文門君) 速記をとめ
て。
○國務大臣(赤城宗徳君) 八千フィ
ートの飛行機を持つておられますのは浜松
航空隊一つだけでございます、言う
のが少し足らなかつたと思つて、はつ
(矢嶋三義君) 足らなかつたつて、はつ

きりそう書いてある。「と呼ぶ)言葉
が足らなかつたと思つて、浜松は先
ほど申し上げましたように七千八百
フィートであります。それからさつき
私が申し上げましたように、千歳、松
島、小牧がありますが、これはまだア
メリカから解除にならないものもあ
ります。そういうことであります。

○矢嶋三義君 だから八千フィートと
いふのは資料も出て、その当時からわ
かつておつたんですね。あなたの衆議
院の答弁を聞いてみると、八千フィ
ートで済んだと鬼の首でも取つたよう
に滑走距離が短くなつた、だから狭い
日本の国における飛行場でも使えるん
だといふことを答弁されているが、そ
のこと何れも源田さんの行かれる前、
一年も一年半も前からわかつておつた
といふことを私は言つておるわけ
です。それで。

○辻政信君 戦闘機をめぐる政治的
な最高唯一の責任は岸総理にありま
す。従いましてこの委員会に岸総理を
呼んだわけでありまして、この前も
忌避をされ、きょうも忌避をされてお
る。こういふ状態でありまして、
私はきょうは赤城さんをはじめつ
もりで質問するんじゃない。別の機
会に岸総理の政治責任を問ひますが、
赤城長官は昔から信頼をしておつた
らそれを言わない政治家であり、また、
この調査団長の源田君は、私も最も仲
のいい友人でありますから、かかる決
定をした専門的な結論には私自身も疑

○國務大臣(赤城宗徳君) 私が申し上
げておるのは、滑走路が八千フィート
で実際採録してみると間に合つたと、
大丈夫だつた、こういふことだとい
ふ意味であります。

○國務大臣(赤城宗徳君) 私が申し上
げておるのは、滑走路が八千フィート
で実際採録してみると間に合つたと、
大丈夫だつた、こういふことだとい
ふ意味であります。

○國務大臣(赤城宗徳君) 私が申し上
げておるのは、滑走路が八千フィート
で実際採録してみると間に合つたと、
大丈夫だつた、こういふことだとい
ふ意味であります。

○國務大臣(赤城宗徳君) 私が申し上
げておるのは、滑走路が八千フィート
で実際採録してみると間に合つたと、
大丈夫だつた、こういふことだとい
ふ意味であります。

いを差し挟みません。ただ、この際赤城さんにお伺いすることは、日本の防衛の専門的な最高の地位にあるのがあなたでありますから、その意味できよは軍事上の観点に限定して若干お伺いをしてみたいと思ひます。

まず最初に、三年越しの激しい議論と、それをめぐりまして政界にいろいろの疑惑を投じたこの問題が、なお幾多の疑いを残しながらF-104に電光石火決定をされた長官としては、現在のF-86では防衛の責任を果せない、どうしても104が要するというその根拠をまづ承りたいのであります。

○国務大臣(赤城宗徳君) 日本の防衛体制から見まして、かりに爆撃機が入ってくることを予想した場合に、爆撃機の速力というものが非常に早くなってきたりします。そういう点でF-86だけではこの防衛に十分でない、従つて二マツハ級の戦闘機をある程度備えておくこと、しかし、それだけでは先にくもかもしませんが、防衛ができるという点ではありません。けれども、そういうような事情から、戦闘機といつたしましてはより性能のいいものを備える必要がある、こういう観点から選んだものであります。

○辻政信君 この国の爆撃機です。○国務大臣(赤城宗徳君) この国といふは仮想敵国を持つてゐるわけじゃないんです。爆撃の性能が非常にこれも発達してきてゐる。こういうことに対しては、それと正しく対応して、それと正しく対応して、それと正しく対応して、それは正直な赤城さんにしては不正直な答で、防衛といふものは相対的であり、具体的であります。抽象論で、理論で決定するもの

じゃない。日本を中心として侵略の可能性ある国などの爆撃機、どの機種だ、それに対してF-86ではいけないから104が要するんだというのが、責任ある防衛当局の見解でなければいけません。同時にあなたは、いろいろな点があるからソ連とは言えぬでしよう、その点はお察しいたします。ただ問題はその九月十四日、午前六時二分二十四秒、こういう時刻です。この時刻はわれわれの防衛に関する規制概念を根本的に革命する事件が起こつてゐるのであります。いわゆる月にソ連のロケットが正確に命中した。今までの防衛の観念で、将来の防衛結果を言うことはできない革命的な一つの変化であります。それを考えるときに、今あなたが国産を決定せられたとき、その第一機が出るのはいつか、三十七年の末です。そして百八十機が出るといふのは昭和四十年の末です。今から五年先にこの問題の飛行機がようやく実用に供される。百八十機、その際に月のロケットが命中したというようないつた変化をもちますか、こういうことをなせば見通しなさらぬのか。現にフルシチョフは言つておりました、もはや戦闘機や爆撃機は要らない、博物館に並べるのだと言つてゐる。たゞいま現在を言つてゐる。この状況で進んだ場合に、F-104が出そろつて実用に供する時期が五年後である。五年後の世界の軍勢力がどう変わるか、これを見通すことが、いわゆる自衛隊の政治地位という点であります。しかるに、今度の決定はどうでしよう。源田君の報告は間違いない、間違いないが、その報告にそういう見通しの検討

を加えずに、いきなり待つていました。とばかり飛びついて、値段もきめず、五年先の買ひものをする、その政治的態度でいいかどうか、いかがであります。○国務大臣(赤城宗徳君) 月ロケットへ打ち出したソ連のその日、そのこと、あるいはまたフルシチョフ・アイク会談で軍縮の問題、こういうことも提案されておられますが、これはもちろん承知してあります。ただ私は雪解けと言いますけれども、雪解けをしようといふこと、現在の状態は、辻委員も私よりずっと専門家だから御承知のよう

に、ICBM、IRBMとか、原子力問題で当然東西両陣営は凍結状態で、その凍結を雪解けにして解いていこう、こういうことであると私は解しております。しかし、その雪解けがもう直ちに始まつた、今、フルシチョフが言いましたように戦闘機も何れ博物館へおらぬと思ひます。私はやはり四十年度末に二百機まで上ることになりませんが、私はそれまでに全部博物館行きのようなことにならうといふことには、私は見通しを持っておりません。

それから、源田報告を待つてました。とばかりに飛びついたらんじやないかと、いふことではあります。私は源田調査団の調査報告は原案するといふことは、もうかねてから腹にきめておつたことではあります。決して政治的に見てもそのままでございませぬ。まだ申し上げなかつたかも知れませんが、実は、源田調査団は、今の日本の防衛上からいいますと、次期戦闘機を三百機ほしいと言つたのですが、まああなた減らして二百機はどうしてもほしい

い、それに訓練用の二十一機ほしい、こういうことではあります。しかし、私は政治的にも見まして、災害等も考えまふに言つて、その数は、百八十機及び訓練用二十機といふことにいたしましたのであります。まあそういうことは、小さいことかも知れませんが、漫然とただ飛びついていつたといふことだけではないといふ点を、少しくつけ加えておつたわけでありました。

○辻政信君 今、あなたは、月ロケットが雪解けしようという機運を持つておると、こうおつしやつたですね、ソ連とアメリカが、それは間違いなん

だ。雪解けせざるを得なくなつたんだ。科学の進歩というものが米ソの核戦争を不可能にした。不可能にしたという意思じゃない。不可能にしたという事実から、そういう現象が現われておる。でありますから、その科学の進歩の前、今まで考へておつたよう

な核による全面戦争は不可能になつた。これは理論です。現実なんです。そういうふうな努力をやつてゐるのじゃない。そうじゃないですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) その通りであります。全面戦争といふものは不可能になつた。全面戦争はできない、これは両方で考へておる。しかし、全面戦争ができなくなると同時に、今度、軍備縮小をしていこう、全部なくしていこうといふことは、これは手段として雪解けをしていこうといふことの意味だ、こういうふうに私は申し上げたのです。

○辻政信君 それでは何いいますが、全面戦争は不可能になつたが、局部戦争はあるとお考へになりますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) あるという断言はできませんが、ないという保障もないと、こういうふうに私は考へております。

○辻政信君 抽象論としては認めます。問題は、あなたは日本の防衛長官を中心として局部戦争が起り得る可能性があると思ひますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 可能性は薄いと思ひますけれども、しかし、日本を中心として局部戦争が起らないという保障は私は全然ないと、保障はないと、日本の立場に立つてもそういうふうに考へております。

○辻政信君 それでは、今まで防衛庁が考へておつた局部戦争の一つの構想は、北海道に数個師団上がつてくるかも知れない、それに対してアメリカの増援まで約二カ月からかかるから、その二カ月というものは、北海道の局部侵略に対して持久をしようといふことが、今までの防衛庁の基本的な考へのように思ひます。その考へを基礎にして、陸上自衛隊は戦略単位を十個にしておる。その十個のうち三を北海道に常駐させておるのだが、あなたはまたそういう考へを持っておられますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 間接侵略がないという保障はないと思ひます。ただ、北海道におきましても九州におきましても、それぞれ用意をすべきものは用意しておくといふことが、私は自衛隊として間接侵略その他懸念も免れ得ることだと思ひます。ですから、自衛隊の目的が、戦争ではなくして、やはり局地戦争もこれはなくしたい、そういう態勢を整えておきたい。また、もしもそういうことがありますならば、

大きくならないうちにこれを消しとめるというような、まあ通俗的な言葉になりませんが、そういうような態勢を整えるのが自衛隊としての責任と、こういうふうにご考慮しております。

○辻政信君 今、ラオスであるとか、あるいは朝鮮であるとか、金門島では起こり得るかもしれないが、しかし、金門島の場合でも、アメリカの責任ある当局は言明しておる、最近もし中共が武力をもって台湾を解放するならば、その結果は全面戦争になるということを警告しております。そういう時勢において、北海道なり九州なりに、中共なりソ連の正規軍がかりに上がった場合に、それが局地戦争でおさまるとお考えになるか。おそらく全面戦争になるでしょう。その全面戦争が起きないというれば、全面戦争を誘発する必然性を持った局地戦争もできないことになる。論理の当然でありましよう。全面戦争は起こり得ないのだ。日本に局地戦争が起これたら、全面戦争に発展するんだ。そうすれば、全面戦争が起これるといふことはどうして言えるか。私が言おうとするのは、科学の進歩によって防衛当局の頭を切りかえてほしい。いわゆる武力をもつてやる戦争の手段というものは、もはやなくなつておる。そうじゃなしに、ソ連が世界を共産主義で統一しようというこの野心が、武力以外の手段、それは心理戦争、外交経済戦争、これによって新しい角度の変つた戦争方式が日本に對して展開されてくる。この幅の広い目に見えない巧妙な新しい戦争手段に對して、日本をどういうふうにするか。その守る根本は、民生の安定、政

治の清潔、生活が安定して国民が政治に信頼しておれば、共産主義はどんなに心理戦争をかけてきても微動もしない。そういう方向に新しい觀念をもつて防衛全般の政治というものをやらなければならぬ。F-86とか104とかいうものに目を立てて争うことはナシセンスだ。そうお考えになりませんか。

○國務大臣(赤城崇徳君) これは、御説もつともですが、最近の御説じゃないと思ひます。やつぱりこれは、民生の安定といふことが、国土が豊かである、何が豊かであるか、こつぱりこと生活が豊かである、こつぱりこと入路がなくなることでありますから、政治の一番の要諦は、そこにあるという事は、これは辻委員のおつしや通りで、特にそれが強化されたいという事につきましてもの御説と思ひますが、その点もつともでございます。でありますので、私もどうもいたしませんが、そういう点に力を入れるのが至当である。また、自衛隊といふにしても、そういう心理戦やその他についても、よほどこれから考えなかつたらんとすること検討をいたしております。戦闘機に目がしらを立てておるといふけれども、戦闘機の選定で目がしらを立てておるといふ、私としてはそんなに騒いでおるといふようなことではございません。

○辻政信君 あなたは、戦闘機104が要るという理由として、また局地戦争があるだろう、爆撃機が来るだろう、だから要るとおつしやつたんでしょ。そうじゃないですか。私は言うんですよ。どこの国かわからんが爆撃機がやつてきて日本に爆弾を落としたり、

局地戦争になるかならないか。必ず全面戦争になる。その全面戦争は両方も不可能になつた。そうすれば、爆撃機が飛んでくる事態という事も起こり得ないじゃないか。だから、F-104を使う場合は、実際に起こり得ない。現在においてもそう言われる。いわんや、将来これができ上がった五年後において、それがびしゃりと出てきますよ。かつての軍が負けた原因は、大和、武蔵というあの大艦巨砲主義によつて航空機を忘れておつた。その結果が出た。今や世界をあげてGMに向かおうとしておるとき、日本だけが戦闘機に夢中になっておるといふことは、過去において大艦巨砲が負けたと同じ失敗を繰り返す。しかも、その金は一億だ。一体おかしいですよ。昨年の四月の国防会議の決定において、防衛庁当局はグラマンに決定してほしかった。それを岸総理は内定にしました。なぜ内定にしたかと意見を聞いたら、正確な値段がわからんから内定にしたと言ふ。しかも、今度はどうしてしよう。値段がわからないやつを決定にして、しかも百八十機、練習機二十機、その生産会社まできめておるといふ。値段がわからないから決定できない、内定だとしておつた岸総理が、何がゆゑに値段がわからないのかかわらぬ、これを決定し、製作会社まであつかひに数時間で決定したか。そこに国民が疑惑をいだくのはほんとうでしよう。いだかないほうは間違つておられませんか、どうですか。

○國務大臣(赤城崇徳君) 第一に、價格の点につきましても、相当検討いたしました。確定の價格については、これは先ほどから矢嶋委員の御質問にも答弁いたしておりますように、契約をしてみなければ價格はつきりしたことは申し上げられない、これは差し控へさせていただきます。この申し上げておられるわけでありまして、機数の点につきましても、第一次防衛計画の中にも入つておられるわけでございます。しかもだいたい長くかかつた問題でありますから、早く決定して價格も正式に決定して、そして分担の率等も、アメリカ当局と相談いたしまして決定して、それでできるならば、三十五年度の予算に頭を出したい、こういうことでありますから、そこで機数は決定いたしましたわけでありまして、それから生産会社を指定いたしましたのでありますが、これは生産会社の指定は、国防会議できめたことではございません。岸総理が関知することではございません。通産大臣が生産会社を指定する、こういうふうな法律に載つておりますので、池田通産大臣が私に相談を持ちかけましたから、私もその権限において通産大臣がきめられたことが適当である、こういうこと、いろいろ条件等を検討いたしました。これはきめたので、国防会議の議題ではございません。

○辻政信君 價格の問題が出ましたから申しますが、昨年の四月、グラマン社がある政治家を通じて申し込んできた價格が七十五万六千ドル、そこで河野さんが、グラマンより安いじゃないか、なぜこれを買わぬかという横槍を入れた一つの原因になつておられるわけでありまして、それが、グラマンを白紙に還元した今年の六月……。そういう時期につり上げてきておられる。特に源田

調査団が行つておられる最中、九月十五日、これはあなたの方でもわかつておられる。源田調査団がアメリカに行つておられる最中に、各社が出した予定價格、これは私の調査では、グラマンが九十万ドルと申し出ておられる、ロッキードが九十五万ドルと申し出ておられる、ノースロップは八十万ドル、コンベンが百三十万ドル、十五日、競争入札の價格はこうなつておられる。それが数日前です、一週間ほど前、多分それはロッキードにきまつてからでしょう、ロッキード社は九十五万ドルと申し込んでおつたやつを一挙に百三十万ドルに値上げをしておられる。それに修理部品を加へますという、その價格の二五%増になりますから、約百六十万ドルになるはずであります。一機五億七千六百万円。申込價格、最初の予定價格が三億四千四百万円、それが五億七千六百万円に数日のうちにね上がった。一機当たりが二億五千二百万円値上げをしておられますよ。しかもその結果が、アメリカにおいてロッキード社の株が急速に上がつておられる、株が上がつておられる。西ドイツも同じようなことを経験しております。一ぱい食わされておられるロッキード……。西ドイツの最初の契約は八十五万ドル、こつぱりながら、最後の價格は百三十七万ドルにね上がった。ロッキードというものは、こういう会社なんです。こういう会社であります。国防會議できまつた直後に、こういう現象が起つておられる。血の出るような国民の税金、これを一体二百機作つたら一十億を突破する。かりにアメリカが二五%援助するとしても、八百億以上になります。こういう貴重な税金で五年先の

買いのものを今するんです。買いのものをあなたと岸さんが国民にかわつてやるんですよ。岸さんがシンガポールで寶石を買つたのと違ふ。そうじゃなしに、国民の血の出るような八百億をもつて五年先の戦艦機を買ふ。しかも価格はこの通りです。このロッキードにばい食わされたときに、だれが責任を負うか。ロッキードをもうけさせ、新三菱をもうけさせることが、政治の責任であつてはなりません。もしあなた是最初のロッキードの申し入れ価格が、いよいよこれから交渉してつり上がつた場合に、契約破棄として注文を取り消す気持があるかどうか、国民にはつきり答えてもらいたい。

○国務大臣(赤城崇徳君) 昨年八月に七十五万六千ドルだといふのは、三百機の場合であつて、二百機では七十九万ドル、こういふふうに出したといふことを私も聞いておりますが、これはロッキードが独自の見解に基づいて出した価格で、防衛庁あるいは国内製造業者等の意見を求めることなくして算定したものであるといふことは、先ほど御答弁申し上げた通りであります。この中には全天候性といふことは含まれておらなかつたといふことは申し上げた通りであります。それから、ことしの六月に白紙還元するころの価格もいろいろ比較いたしました。それは白紙還元をしてからでなくて、する前にいろいろ調査いたしましたのであります。これは白紙還元にするという前提じゃありません。そのときの調査では百万ドル以上ございました。

それから、アメリカで九月十五日に九十五万ドルだつたといふようなことは、私は全然承知していません。これは

はあまり私としては根拠のある提案ではなかつたのじやないかと思つております。九十五万ドルといふことは聞いておりません。ともかくも百万ドルをこすことは確実であると思つております。そこで、それが何かもうけさせる意味でやるのかといふのですが、そういうことじや全然ありませんから、それは御了承願ひます。そこで契約をするときには、利益制限事項といふ事か、あとになつて増したりなんかすることは、これは敵にやらせない、こういう条件を入れたらと思つております。

それから、岸総理と私が買いのものをするわけじやございませぬ。これはよく国会に諮りまして、予算を出しまして皆さんの御同意を得てやるのであります。岸総理と私がそういう大きい買いのものをするなんて気持は持つておりませぬ。よく御審議を願つた上で決定するわけでありませぬ。

○辻政信君 たとえば少し飛躍したかもしれませんが、あなたはその責任者だといふことを申し上げている。あなた以外に、岸総理以外にだれが決定するか。私はこの問題の解決にただ一つの逃げ道があると思ふ。逃げ道と言つちやおかしいが、ロッキードといふのは、最初は安く言つておいて、きまつたらだんだんつり上げていくやつです。代表的な世界の悪徳商人です、おそらく……ほんとうにそりです。ドイツが一ぱいやられているのですよ、もうきれいに出ております、今までの動きから見て……しかもあの月に口ケツトが当たるような時代に……これは使物にならなくなる、五年間に……そりいふことの見通しがむずかしくない状況ならば、この問題解決は、

これからあなた方がロッキードと折衝されて、そりして前の約束を破つたとき、けしからぬ、破約せい、この道が残りましよう。最初の約束が違つたら、破約することは、国際間においても成り立つのじやないですか。それをずるずるを向こうに引きすり回されて、どんだん値段を上げられる。あなたの答弁で気が食わぬのは、百万ドル以上と言ふのが気に食わぬ。百万ドル以上と言ふのは、二百万ドルもさうなんです。百万ドル以下と言ふならわかるでしよう。百万ドル以上と言ふところに、百五十、百七十、二百までいくのです。ロッキードといふのはさういふやつなんです。私は知りませぬ、実績が示している。だから、この際、国民の声をほんとうに聞いて、もしロッキードが最初の値段を破つた場合には、これは国際的な破約行為である、はつきり今までの契約といふものを白紙に返して、そのときこそ開き直つて、もう一度科学の進歩を頭に入れて防衛計画を練り直して、そりして、これよりもGMの開発に頭を切りかえていきなさい。それよりもつと大事なことは、名古屋の災害、東京湾の対策、これに一千億の金をぶち込んで、ほんとうに民生の安定をする。そりすれば、どんなに手をかえ品をかえてのソ連の攻勢などもおそれるものではない。政界には、どこをつついても汚職がない、そのにおいさえないといふところに、岸政権は安泰なんです。今のよりの岸政権では、絶対に続かない。きよりは私は岸さんと呼んできてやろうと思つたが、亭主が出ないから女房がかわり

にしかられていような格好で、あなたに同情をするが、岸さんの信任の厚いあなたです。もう一度私の言うことを感情にとらわれなさい、あなたは旧軍人じやないのですから、旧軍人のよる狭い考えでこの防衛を指導されてはいけません。政治優位といふのは、あなたのようなまじめな、あなたのようなセンスの新しい、とらわれない人が旧軍人の間違ひをたたく直していくところに、ほんとうに政治優位の原則が生かされていく。私は今度のこの問題について、突き詰めていくと、ユニホームに責任があると思ふ、極端に言へば、狭いさういふ軍人の観点のみで、世界の動きを見ない。国の政治を考慮しない。そのあるいは内局の連中が加藤君を除いて、へつびり腰で、何とか首を伸ばさうといふそのいくじのない態度だ。これで国の運命を誤つちやいけませんよ。

あなたは最近二つのことをやつておられる。赤城さんに似合わぬ二つのことをやつておられる。その一つはサイドワインダーの持ち込みです。なぜ堂々とやれませぬか、反対を押し切つて。正しいと思ふなら、それを人の目をこまかして、裏をかきよりにアメリカの基地へこつそり運んできた。あざやかに一ぱい食わした。第二には、わずかに五時間でこの一千億もの買ひものを決定した。内定じやない。この二つは、だれにもできなかつた芸当です。赤城さんがやられて、私はあつたのですよ、ほんとうに。あなたのよる人がこんなばかんなことをするはずがない。正々堂々と、くだらぬ手段は用いずにやるだろ、こう思つておつたのです。それができておらない。

こりいふことをして、ベテンにかけることはできません、小手先で。しかしそれでベテンにかけられた国民が怒つた場合に、日本の防衛はどうなりますか。ほんとうに国民が納得をして、国民の心とながら防衛でなければ、まさかのときに何の防衛になる。鉄砲の砲がどこに向くと思つておるか。それを考へてもらいたい。正々堂々と、反対があつたならば納得させて、疑問があつたならばそれを説いて、なぜこの重大な問題にあなたのほんとうの人格を遺憾なく發揮なさうとしなさいか。実は少々がつかりした次第です。極端に言へば裏切られた。こりいふ感じを抱いたんだが、うそつきの天才の岸さん、その岸さんと机を並べておると赤城さんまでもの狂いになつたか。こりいふ感じを抱いたんだ。これはあなたを信頼しておつた社個人のみではないです。よ。 (矢嶋三義君「矢嶋もだ」と呼ぶ) 国民の大多数が赤城さんに期待をしておつた。その赤城さんが岸さんと同じように泥沼に入つたかといふ感じを国民に与えた。これが惜しい。答弁は求めませぬ、時間がありませんから。総理に対する質問は他日に譲つて、きよりはこれで終わつておきます。

○国務大臣(赤城崇徳君) ちよつと誤解があるようです。サイドワインダーの持ち込みについて国民の目をこまかしていかぬじやないか、こりいふことではあります。御承知のように、私は新聞記者会見におきましても、国会におきましても、サイドワインダーは十月末か十一月初めに入るはずだ、入ることがはつきりいたしますならばこれは知らせる、こりいふことは再々申し上げ

布されておるわけでありませう。従いまして、掛金の問題をめぐってまず防衛庁に伺いたいわけでありませうが、この一号一斉昇給したということが事実と違ふならば、これはこの席上で明らかにしたいと思ひます。事実であるとするれば、またそれに伴つていろいろ問題も出て参ると思ひますが、その立場に立つて、まず、防衛庁では個々の職員が受け取る給与の中から、従来恩給の国庫納付金二%を差し引いておつたのかどうか。どうも、聞きませうと、一般の国家公務員とは全く違つた形で国庫納付金が納まつておるようでありませうが、その点をまず伺ひたいと思ひます。

○説明員(山本幸雄君) ただいまのお尋ねの、職員全員に対し一斉昇給をしたということでございますが、これは全くそういう事実はございませぬ。もちろん防衛庁の職員も、特別昇給の基準につきましても、一般公務員と同じでありまして、その条件にかなひまする者だけが特別昇給をするということであつて、全員に対して一斉昇給するということはできないことは明らかであります。さういふことが、常識的に考えましても行なへるはずはないと考へます。どうもさういふうわさが、私ども最近二、三、耳に入りまして、よその方から、よその省庁からも、さういふお伺ひ合わせがあり、現に大蔵省の方からお調べがあつたのです。が、全くさういふ一斉昇給した事実は全然ありません。さういふうわさがありましたので、私も念のために部内を調べたのでございますが、たゞいままでの現在におきましては、わずかに百人前後の者が、たとえば死亡の場合と

か、あるいは表彰を受けた場合とか、さういつた場合に特別昇給をいたしておるといふ程度でございます。

それから第二点のお尋ねの、恩給納金のことでございませうが、これは御案内の通り、防衛庁職員、特に自衛官の給与におきましては、自衛官の職務上の特殊性に基づきまして、恩給納金を従来から、給与の中から差し引いたもので勘定をいたしておられます。それをことしの四月に給与改訂をいたしました際に、それを外にはじき出しまして、別にこれを徴収すると、さういふ方式に改めたわけでありませう。ただいまのところはさういふことになつておられます。

○鶴岡哲夫君 さうしますと、従来は給与の額の中には二%の国庫納付金の分は入つていなかった、さういふことでございますか。

○説明員(山本幸雄君) 一たん支給して、改めて納金させるという方式ではなくて、あらかじめ給与の額を出しまつたときに、二%を先に差し引いてしまつてある、そしてその給与の額が表で示されておる、さういふことになつておつたわけでありませう。

○鶴岡哲夫君 くだいさうでございませうが、俸給額の中に入つていなかったわけでありませうか。個々の人が受け取る俸給額の中に入つてなかったわけですか。

○説明員(山本幸雄君) 従来、つまりこの四月一日に改正をいたします前の俸給表示の中では、つまり恩給法に基づくとところの二%の天引きをすでおつた、さういふことが表示されておつた、さういふことなんであります。

○鶴岡哲夫君 さうしますと、その二%を繰り入れたというものは、俸給表を変えたわけですか。

○説明員(山本幸雄君) つまり従来は俸給額が二%をすでに引いて、その額で俸給額がござまつておつたわけでありませうが、四月一日以降は、それを引かないで、俸給額を表示し、その俸給額から今度は改めて引くと、さういふ格好に直したわけでございます。それが、今までの一般公務員と同じような方式に改めた、さういふわけでございます。

○鶴岡哲夫君 何か防衛庁の今度の共済組合の負担金、掛金は四・七%になるわけですか。二%では一号俸にならぬ。しかし四・七%だと、どうも一号になる。で、一号上がつたというよりなりわさだ、さういふことになつておられる。四・七%がさういふ一号俸に当たる。

○説明員(山本幸雄君) 形として従来も、今お話しのように、形として、受け取る金の中から二%を払つていくということではなくて、別に差引かれたさういふ形になつておるものからして、今度、どうもさういふことで一号上がつたのじやないかといううわさがあるのですが、それは間違ひだということでありませう。

○説明員(山本幸雄君) それは全然間違ひでございます。これはどうして私達を悩ませたのかと思つて、不思議でたまらないのでございますが、まあいろいろ、どうしてさういふ誤解を生んだか、考へてみまするに、実は私の方の定期昇給の発令をいたします場合に、個人別に実は許令を自衛官については出さないで、個別命令ということ、各自衛隊の公報にずつと名前が出

るわけでございます。どうもその定期昇給の分、十月一日付の定期昇給の分が誤解を受けたのではなからうかと、さういふように想像をいたしておるわけでございますが、いづれにいたしましても、さういふ全員一斉昇給といふことは絶対にはおきません。ただいま申し上げたように、百人程度の者が四月以降、ずつと全部拾ひましても、その程度の者がそれだけの事由に該当して特別昇給したという程度でございます。

○横川正市君 給与局長にちよつとお尋ねいたしますが、俸給表のうち自衛官の俸給表は、その定めるところに従つて本俸、地域給、家族手当というものが定められておると思うわけですが、自衛官の場合だけはさきめられた俸給から恩給納金をかけるということではなしに、それだけは別にして總体系を作り、その總額を額にかけて恩給局にこれを納付する、さういふよさうな方式で給与の支給を行なつておられる。さういふわけでありませうが、その点は人事院としてさういふことで俸給が支給されているとお考へになつていませうか。

○政府委員(瀧本忠男君) 防衛庁は特別職でございます。人事院の所管外なんでございます。従いまして、この問題は、むしろ防衛庁当局と大蔵省給与課の方でいろいろ御相談になつて事務的に御話しになつておる。最後は国会の御審議を経て御決定になるわけでございますが、さういふ経過を経ておるのであります。むしろ、そちらの方に御聞きになつていただく方がよろ

しいかと思つておりますが、ただ考へまして申し上げますならば、人事院がかつていたしたまはつた恩給の補償というのがございませう。その前段といたしましてマイヤース補償といふのがございませう。そのときには給与の中から恩給の掛金をさつ引いてそれを納付するといふのは、非常に手間がかかることであるから、あらかじめその部分を給与からさつ引いておく、そしてそれを恩給の掛金の財源に充てる、いわゆる無拠用制という方法がとられたわけでありませう。さういふ方法も方法としてはわれわれあり得ると思つておられます。

○横川正市君 大蔵省の給与課長に今と同じ問題について質問いたします。

○説明員(船後正道君) ただいま人事院の給与局長から御説明ございました。さういふ、自衛官は特別職といたしまして、一般職の国家公務員の給与法とはやはり別体系の防衛庁の職員給与法の規律を受けております。この防衛庁の職員給与法のうちで、自衛官につきましては、全員がいわゆる恩給公務員でございます。従いましてこの俸給表を作成いたします場合に、全員が恩給公務員であり、国庫納金を出すならば、個人に渡してから取るよりは、俸給表の作成過程におきましてその部分を差し引いた俸給表を作るという方針のもとに、従来自衛官の俸給表が作られておつた次第でございます。それにつきましては、他の給与法体系とは相当にやり方が違ひますので、まあとかく誤解もございませぬ。批判もございませぬ。そこでことしの四月一日の防衛庁の職員給与法改正の際に、一般公務員と同様のやり方でもつて、俸給表の中

には一般公務員と同様の計算をやつて職員に俸給を渡してからあらためて国庫納金を納めるというシステムに改めて次第でございます。

○鶴岡哲夫君 給与課長にお伺いしたいんですが、掛金の問題について事態は改善されていないというふうに思っておりますが、定数の変更も大部分のところはできておりませんし、大部分のところは天引きされておりますけれども、しかし天引きされたからといって、それで何ともしないということじゃなくて、それに対処するところの不満は非常に強いものがある。その意味で、事態はこの間よりもさらに遺憾な状態になつておると思いますが、これについて大蔵省として何らかの手を打つて円滑に進めようというお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○説明員(船後正道君) 非現業の国家公務員の連合会加入組合にかかわる分でございますが、その長期の掛金につきましては、御指摘のように紛糾いたしました事柄になっております。大蔵省といたしましては、この事態をすみやかに解決したいと、かような希望は持つておりましたが、その旨努力いたして参つた次第でございます。十月の末には、大臣が閣公共團の幹部の方々と会見いたしました。その際にも種々問題はありますが、ともかく掛金率につきましては適法に決定いたしました。千分の四十四でやつていくと、しかしながら事実問題といたしまして、労組の方々に千分の四十四の掛金率の算定根拠その他につきましての説明が中断された状態になつておつて、御納得いただきかねる節もあるというのが、確かに

事実問題として存する次第でございますので、従いましてその中断された説明会等をこの際続行いたしたい、そして十分御納得いくまでわれわれの説明を続け、その席上でもって質疑を交していくということにいたしました。実は本月の六日に第一回の説明会も開いたのでございますが、その後第二回目を一昨日催す予定でございましたが、遺憾ながらまだ閣公共團の方々の御出席が得られなかつたので、目下これまた中断の状態にある、こういう事態になつております。私どももいたしましては、ともかくこの千分の四十四は客観的に算出されました保険数理に基づきまして、十分基礎データを御説明申し上げるという態度でおりますので、その点御了承いただきたいと思います。

○鶴岡哲夫君 紛糾の問題点を明らかにしなければ、なかなか遺憾な状態というものは解決していかないのじゃないかと思う。で、御承知のように掛金の四・四％というのは、従来の二・二倍になり非常に高過ぎる、高くなつておる、こういうことから一つは問題が起きておるし、もう一つは、単位共済でできるべきだというような意見もありましたし、いろいろ掛金のきめ方、定数の変更については問題がありましたが、定数の変更については問題がありましたけれども、ともかく強引に引かれたという感じを非常に強く持つておるわけですね、そういうようなところが今日まできわめて遺憾な状態、しかも、これが改善する見通しがないというやうな事態に陥つておるのじゃないかと思つておる。ですから今課長のお話のように、四十四というものに基

いて説明をしていけば解決するんだというやうなことにはなりがたいのじゃないかというふうに思つておる。で、それだけでいいというふうなお話ですが、もう少し何かお考えがあつていいのじゃないかと思つておる。○説明員(船後正道君) 千分の四十四につきましては、もろもろ恩給給当分の千分の二十という国庫納金に比較したしまして約二・二倍に増徴しておるわけでございます。しかしながらこの点に合法の給付を前提といたします限り、これは保険数理に基づきまして算出された数字でございます。従いましてこれにもし問題があるとしたしますれば、どこまでも問題は技術的な問題として解決していく必要がある、かように存じます。なおまた四・四％もすでに発足いたしております。他の現業組合の掛金率に比較いたしました場合、非常にかけ離れた数字であるというやうにわれわれは了承いたしましたかねるのではありません。それで従いまして、私どもとしましてはこの四・四％の算出に至りました基礎が、まだ皆様方に御納得いただけないんじゃないか。従いまして基礎からじっくりとお話し申し上げればこの点は御納得いただける、もちろん、保険数理の問題でございますから、統計処理の問題でありますとか、いろいろな点につきまして御意見はあろうと存じます。そういう御意見は、その説明の中で十分に話し合つていきたい、かように考えて事務を進めておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 四・四％というのは絶対不動のものじゃないかと思つておる。今お話しのように公企五現業との関係からいつて高過ぎるというやうなことはないというやうなお話しですが、これは五年ごとに再計算するということになつておる。またその途中においても、特に大きな問題が起れば計算するということもあり得るわけですが、また、今までの大蔵省と国家公務員共済組合の話し合ひの中で、四十四にならない、四十三とか四十一とかいふことになるならば、それを掛金としてすることもやぶさかでないというやうなことも言つておられるわけであつて、従つて四・四％というのは絶対にかすべからざるものではないかと思つておられる。従つて今公務員の側でいろいろ不満に思つておられるのは、ともかく四・四％というのは高いし、もつと内容について突っ込んでいろいろお聞きしたいということもあつて、何しろ高いということなんです。が、もし今私が申し上げたやうにして、もし今私が申し上げたやうに、四・四％というのが動かすべからざるものじゃないかというふうにするならば動かしてもいいんだ、ある程度暫定的なものだということであれば、ここで四十ぐらいの暫定の掛金にして、それでじっくり話をして掛金をきめても差しつかえないんじゃないか、こういうふうにお考えですか。それについて

○説明員(船後正道君) お言葉を返すやうでございますが、千分の四十四につきましては、これは法令の定める方法で算出した数字でございます。これは動かしてもいいかということ、動き得る可能性があるかということとはちよつと違ふのじゃないかと思つておる。この算出方法は、これはまあ非常に技術的に複雑なことでございますので、ここで私詳細に述べるわけに参らぬと思つておるが、やはり組合員に關する過去の退職、死亡その他の種々の統計数字を用ひまして、これを統計的に処理した上で算出したわけでございまして、従いましてその過程におきましては、そういういくわけでございますから、私どもも意見はあろうと存じます。しかし、私どももいたしましては、事務的に最もこれが正しい、合理的であるという方法に基づきまして算出した次第でございます。現段階におきましては、この四十四が非現業の連合会加入組合につきましては正しい数字である、かように存じております。しかしながら、これは計算上の問題でございますから、意見はたくさんあるであらう、またその意見の結果によつて、この四十四からあるいは四十五になるかもしれない、四十三になるかもしれないということもあり得るであらう、かように私は申しております。そういう四十五になる、四十三になるということよりは、むしろそうなることがより合理的であるというならば、それをとるべきであらうかと存じます。かような観点から、私どもも皆様方にも説明会をよく聞いていただまして、そして問題点を煮詰まるまで論議しようじゃないか、かように申している次第であります。

○鶴岡哲夫君 私、最初から申しているのは、そういう考え方は、今のきわめて遺憾な状態というものが解決されていかないのじゃないか、大部分の単位共済の定数が改訂されていらない、引かれる側の職員にとつてみれば、非常に不満を持つておる、こういうこと

で、十月の当初よりもさらに事態は遺憾な状態になつていゝと思ふのです。それを今給与課長のお話しのような形では、解決していかないのじやないか。従つて私が申し上げてゐるように高いという感じを持つてゐる。ともかく高いという感じを持つてゐる。従つてともかく暫定的に四十くらいにして、そうして話し合ひを進めていつて、その中でできまつた場合には、それを実行するといふふうにやられて差しつかえないのじやないか。また五現業の中でもそういうふうなことをやられたところもある。それができないといふことは、どうも解せない、こういうふうに思ひます。

○説明員(船後正道君) 先ほども申し上げましたように、千分の四十四は、現段階におきましては、法の規定によつて算出された数字でございます。これを連合会の定数で記載いたしました。決定いたしました手続につきましては適法である、かように考えておりますので、今当局としましては、これをたな上げして、ほかの算定率でもつて取るといふような考えは持つておりません。

○齋藤哲夫君 そういう考え方は、先ほど来私が申し上げてゐるように、今の状態といふことは解決できないのじやないか、このことを最後に申し上げておきたいと思ひます。
○横川正市君 一点だけですが、法の定めるところによつてきめられたから、適法であるといふふうに考えてゐるといふその考え方には、なるほどあなたの方でつた内容ですから、私の方では適法だといつておそらくやらないであらうと思ひます。取扱い方

については相当疑義を持つてゐる問題だと思ふ。ですからさういふ点からいつて、私は今齋藤君の質問に対しての答弁を、あなたの方ではこれでもつてあくまでも押し通してしまふのだ、こういうふうな気持があるならば、これはまあさういふ適法一点張りで押せるかもわかりませんが、適法一点張りで押せない幾多の問題があるから、次第の策としては、あなたの方で話し合ひをことんまでしようじやないか、こういうふうになつてゐるのだらうと思ふので、その点はやはりこれから話し合ふ場合に、一番大切な問題として、私ははつきりしておかなければならぬと思ふので、さらにこの問題は派生的に裁判沙汰まで起つてゐるようです。また取り扱ひのそれぞれの段階で、相当大きな問題もあつて、内閣し発展するかもわからないわけですから、さういふ点で次回以降に、この問題についての質疑を私どもは続行したいと思つてゐる。さういふことで、私はきよりは関連でありませうけれども、次回にその質問を保留するといふことにしておきたい、かように思ひます。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(中野文門君) 速記を始め別にお断言もなければ、本日はこれをもつて散会いたします。
午後四時四十八分散会

十月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第二十一条第四項を第六項とし、第一項から第三項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第一項及び第二項として次のように加える。
大臣官房に官房長を置く。
2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

この法律は、公布の日から施行する。
十一月六日本委員会に左の案件を付託された。
一、軍人恩給の加算制復元に関する請願(第六号)(第七号)
一、公務員の寒冷地手当に関する請願(第八号)(第三六号)(第七五号)(第一〇一号)(第一一〇号)(第一一一号)(第一二八号)(第一五八号)
一、内地発病結核患者の増加恩給に因する請願(第三一号)
一、滋賀県の寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給基準是正に関する請願(第三五号)
一、農林省勤務の定員外職員の定員化に因する請願(第九九号)(第一〇六号)(第一〇七号)
一、追放解除教職員の恩給に関する請願(第一一二号)(第一二三号)
一、軍人恩給の加算制復元等に関する請願(第一六八号)

第六号 昭和三十四年十月二十六日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 新潟県高田市東城町二七名
植木寿雄外七百五十名
紹介議員 佐藤 芳男君

第七号 昭和三十四年十月二十六日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 兵庫縣朝来郡和田山町 議会議長 豊田弥之助
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八号 昭和三十四年十月二十六日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡村松町 長 高岡忠弘外九名
紹介議員 小林 孝平君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九号 昭和三十四年十月二十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(十通)
請願者 新潟県中蒲原郡村松町 長 高岡忠弘外九名
紹介議員 小林 孝平君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第十号 昭和三十四年十月二十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(三六通)
請願者 新潟県北蒲原郡豊栄町 長 三林宏作外三十五名
紹介議員 小柳 牧衛君

現行の寒冷地手当制度は寒冷地を中心として構成され、降雪地帯における気象条件、雪害に対する考慮が欠けてゐるため、全国有数の多雪地である新潟県に在勤する国家公務員に支給される寒冷地手当は、実情に沿わないきわめて不合理なものであるから、今臨時国会において寒冷地手当支給率五級地百分の二十の四箇月分とあるのを百分の二十五の四箇月とし、これとあわせて支給地域の不均衡是正を図るための寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正措置を講ぜられたいとの請願。

第三六号 昭和三十四年十月二十六日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(十五通)
請願者 新潟県白根市長 長井 子三郎外五十四名
紹介議員 小林 孝平君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第七五号 昭和三十四年十月二十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(十通)
請願者 新潟県中蒲原郡村松町 長 高岡忠弘外九名
紹介議員 小林 孝平君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九号 昭和三十四年十月二十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(三六通)
請願者 新潟県北蒲原郡豊栄町 長 三林宏作外三十五名
紹介議員 小柳 牧衛君

第十号 昭和三十四年十月二十七日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願(三六通)
請願者 新潟県北蒲原郡豊栄町 長 三林宏作外三十五名
紹介議員 小柳 牧衛君

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一〇号 昭和三十四年十月二十八日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願（十通）

請願者 新潟県北魚沼郡堀之内町長 森山政吉外九名
紹介議員 小林 孝平君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一一号 昭和三十四年十月二十八日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願（十四通）

請願者 新潟県南魚沼郡小出町小出島三七六 瀧沼喜市郎外四十三名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一八号 昭和三十四年十月二十八日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願（七十通）

請願者 新潟市万代島全農林労働組合新潟県本部日本海区分会内 尾形哲男外六十九名
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一一五八号 昭和三十四年十月二十九日受理
公務員の寒冷地手当に関する請願（六十九通）

請願者 新潟県小千谷市横町田中銀治外六十八名
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三一〇号 昭和三十四年十月二十六日受理
内地発病結核患者の増加恩給に関する請願

請願者 新潟県柏崎市大久保町立新潟療養所内 長谷川正樹外一名
紹介議員 佐藤 芳男君
自己の責任に帰することのできない公務員において発病しておりながら、単に内地発病という理由により恩給法の年金又は傷病恩給を受けられない戦傷病者は日々苦しい療養生活を續けている実情にあるから、これら二等症の戦傷病者に対しては傷病恩給が受けられるよう恩給法の一部を改正せられるとともに、胸部内科疾患に対する傷病恩給の裁定基準が外科疾患の裁定基準に比較しあまりにも低いから、これが裁定基準を外科疾患に引き上げられたこととの請願。

第三一五号 昭和三十四年十月二十六日受理
日受理
滋賀県の寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給基準は正に關する請願

請願者 滋賀県議会議長 古川 俊一
紹介議員 村上 義一君
昭和二十四年法律第二一〇号「国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律」の適用並びに準用を受けているものは現在滋賀県下に約一万二千人いるが、これが

支給の基準になる寒冷地と寒冷地手当の支給率は、この法律制定以来ずっと置かれたままであるため、寒冷地に勤務する公務員の生活は著しく困難なものとなつてゐる。また支給地域区分についても本県湖北と北陸地方とは気象条件がほとんど同一であるにもかかわらず北陸地方と級差のあることはまことに不均衡であると懸念される。なお、これが法律の一部改正の際に、寒冷地手当の現行支給率、支給地域区分等の不合理、不均衡について根本的検討を加えられたいとの付帯決議に基づき、近く人事院においては、級差是正のための作業に着手する模様であるが、この際現在まで滋賀県のおかれてきた不利な級地を是正されるときもに現行の寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当の支給基準を現状に即したものに改められたいとの請願。

第九九号 昭和三十四年十月二十七日受理
日受理
農林省勤務の定員外職員の問題に關する請願

請願者 福島県相馬市黒木田一五八 若見光雄外十七名
紹介議員 田畑 金光君
昨年度の定員法一部改正によつて農林省勤務の定員外職員の問題はよりややくその三割が実現したが、まだ六千人の定員外職員が残されている。政府は公務員制度改革の問題と定員化をからませているために定員内になれる望みがうすれようとしてゐるが、「行政機関定員法」というわががあつて、このわがが業務量に比して少いために定員外職員という身分に格付されているの

であり、公務員制度の問題とは無関係であるから、今国会において定員化するに必要な措置を行い、定員外職員を全員定員化せられたいとの請願。

第一〇六号 昭和三十四年十月二十七日受理
農林省勤務の定員外職員の問題に關する請願

請願者 福岡県甘木市安上浦三五四 草塚光子外百六十四名
紹介議員 吉田 法晴君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一〇七号 昭和三十四年十月二十七日受理
農林省勤務の定員外職員の問題に關する請願

請願者 福岡県八女市大字忠見 大阪俊夫
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第九九号と同じである。

第一一二号 昭和三十四年十月二十八日受理
日受理
追放解除教職員の恩給に關する請願

請願者 福岡県鞍手郡若宮町吉川 石松清外二名
紹介議員 安部 清美君
戦時中郷軍分会長、壮年団長であつたため、あるいはその他覚書による条項のため教職を追放されたもので追放解除により再度復職して現在に至つてゐる者の給与身分の待遇を改善するため、（一）教職復職から昭和三十三年九月に至るまで受給した恩給の返還を停止するよう現行恩給法を改正すること、

（二）解除後四箇月以内に再就職したものは、その前後の通算を認めて退職金及び恩給通算を認めるとあるを解除後一箇年以内とすること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一一三三号 昭和三十四年十月二十八日受理
追放解除教職員の恩給に關する請願

請願者 福岡県朝倉郡朝倉村宮野 別府重敏外二名
紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。

第一六八号 昭和三十四年十月二十九日受理
軍人恩給の加算復元等に関する請願（二通）

請願者 東京都昭島市拜島町四、〇七一第七連合支部内 平井亮助外七十七名
紹介議員 下村 定君
一昨年の臨時恩給等調査会の結果に基づき三十三年法律百二十四号の成立をみたが、なお多くの問題を残しているから、（一）いわゆる既裁定者に準じて未裁定の旧軍関係者に加算制を復活して恩給権を付与すること、（二）三十年以降公務員の給与改善に伴い恩給額のベースを引き上げること、（三）三十三年四月四日衆議院内閣委員会において今松総務長官が検討善処を約した諸項目等について恩給法を改正せられたいとの請願。

（一）解除後四箇月以内に再就職したものは、その前後の通算を認めて退職金及び恩給通算を認めるとあるを解除後一箇年以内とすること等の措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十四年十一月二十日印刷

昭和三十四年十一月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局